

第9期 和歌山市 高齢者福祉計画及び 介護保険事業計画

2024年度 ▶ 2026年度
(令和6年度) (令和8年度)

令和6年3月
和歌山市

はじめに



介護保険制度の創設からまもなく24年、我が国の総人口に占める高齢化率は29.0%に達し、急激に高齢化が進んでいます。2025年（令和7年）に団塊の世代が75歳以上の後期高齢者の年齢に達し、2040年（令和22年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となって、高齢者人口がピークを迎えるとともに、介護ニーズの高い85歳以上の人口の急増が見込まれています。

一方、少子化の進行に伴って15歳から64歳までの生産年齢人口の割合は大幅に下がると予測されています。

和歌山市においても、少子高齢化は重要な課題となっています。本市の総人口が減少する中、高齢化率は30%を超えて上昇傾向にあり、今後、若い世代を核として高齢者を支えていくこれまでの仕組みを続けることが難しくなっていくと考えられます。今回の第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画では、第3期から継承してきた「高齢者が尊厳をもって、心豊かに自立した生活を送ることができる安心と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、社会全体で高齢者の介護を支え合う介護保険制度を維持しつつ、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを営めるよう、第5期から取り組んできた地域包括ケアシステムをより一層深化・推進し、2040年（令和22年）を見据えた長期的な施策の展開を図ることを目指しています。

本計画を推進するにあたり、市民の皆様のより一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定にあたり、多くの貴重なご意見・ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、多大なご尽力を賜りました本計画策定委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

2024年（令和6年）3月

和歌山市長 尾花 正啓

目次

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 計画策定の体制	3

第2章 和歌山市の高齢者を取り巻く現状

1. 人口ピラミッド	5
2. 高齢者人口・高齢化率の推移	6
3. 世帯状況	7
4. 第1号被保険者数の状況	7
5. 要支援・要介護認定者数の推移	8
6. サービス受給者数の推移	8
7. 日常生活圏域別の高齢者の状況	9
8. 「高齢者介護に関する調査」結果概要	10

第3章 第8期計画の実施状況

1. 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり ..	24
2. 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができまちづくり	25
3. 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり	26
4. 介護保険サービスの充実と安定運営	26
5. 第8期の計画実績値	27

第4章 基本理念と計画体系

1. 計画の基本理念と基本方針	34
2. 計画の体系	35

第5章 基本方針ごとの施策と取組

基本方針1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり	40
1. 地域支援	40
2. 生活支援	43
3. 認知症支援	46
4. 高齢者権利擁護	50
基本方針2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができまちづくり	52
1. 健康づくり・介護予防（フレイル対策）	52
2. 生きがい・社会参加	57
3. 保健医療	62

基本方針3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり	66
1. 環境・住まい	66
2. 安全対策	69
基本方針4 介護保険サービスの充実と安定運営	
1. 介護保険サービス	72
2. 介護保険制度	74
第6章 第9期介護保険事業計画	
1. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計	78
2. 介護保険給付費対象サービスの整備計画	80
3. 介護サービス量の推計	83
4. 第1号被保険者の保険料について	89
第7章 計画の進行管理	
1. 計画の推進と進行管理	92
2. 庁内の連携	92
3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携	92
資料編	
1. 和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例	93
2. 策定委員会委員名簿	95
3. 用語説明	96

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

令和5年版高齢社会白書によると、令和4年10月1日現在、我が国の65歳以上人口は3,624万人、総人口に占める割合（高齢化率）は29.0%となっています。

目前に迫っている2025年には、いわゆる「団塊の世代」すべてが75歳以上の後期高齢者となり、認知症の人は高齢者の5人に1人、約700万人に達すると予測されます。さらに、その先の2040年には、いわゆる「団塊ジュニア世代」すべてが65歳以上の高齢者となり、急速な高齢化の進展に加えて、生産年齢人口（15～64歳）の大幅な減少が見込まれています。

介護をはじめとする社会保障の負担が一層増大し、介護の担い手不足のさらなる深刻化が予想される中、高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくため、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍することが期待されており、高齢者の社会参加や健康の維持増進、介護予防の推進がより重要となっています。

このような状況を踏まえ、「新しい社会システムづくり」と「新しい生き方づくり」を両輪で進めていくことが我が国の今後の課題であり、2040年までの長期的な視点に基づき地域包括ケアシステムを深化・推進していくことが求められています。

本市では、令和3年3月に「第8期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」を策定し、「高齢者が尊厳をもって、心豊かに自立した生活を送ることができる安心と共生のまちづくり」の実現を目指し、各施策を推進してきました。

また、2040年に向けて、生産年齢人口の減少のみならず85歳以上人口の急速な増加が見込まれる中で、国からは、第9期の介護保険事業計画策定にあたり、2025年を目途に構築を図っている地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進とともに、介護ニーズの増大と労働力の制約への対応を両立させ、介護保険制度の持続可能性を確保するための検討を進めることが示されました。

今回の計画策定にあたっては、これまでの取組を検証しつつ、高齢者を取り巻く新たな課題にも対応しながら、引き続き高齢者福祉と介護保険事業を総合的・計画的に推進するため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」（以下、本計画という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

和歌山市高齢者福祉計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に基づく「市町村老人福祉計画」に位置づけられる計画であり、高齢者施策に関する基本的方向や目標を設定し、高齢者の健康と福祉の増進を図るための計画です。

和歌山市介護保険事業計画は、介護保険法第 117 条に基づき要介護高齢者、要支援高齢者及び要介護・要支援となるリスクの高い高齢者を対象とした介護サービス等の基盤整備を計画的に進めるための基本となる実施計画です。介護及び介護予防を必要とする被保険者が自立した生活を送るためのサービス基盤の整備を目的としています。

高齢者福祉計画は、その目的、対象及び内容において、介護保険事業計画をほぼ包含した計画と位置づけられます。そのため、本計画は、老人福祉法に基づく高齢者福祉計画、介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定します。

図表 1 計画の位置づけ

計画名称	根拠法	主な対象者	計画の性格
和歌山市 高齢者福祉計画	老人福祉法 第 20 条の 8	・すべての高齢者	高齢者福祉事業全般に関する計画
和歌山市 介護保険事業計画	介護保険法 第 117 条	・要介護高齢者 ・要支援高齢者 ・要介護・要支援となる リスクの高い高齢者	介護サービス等の基盤 整備を計画的に進める ための実施計画

両計画の見直しにあたっては、国の定める基本指針を踏まえ、「わかやま長寿プラン(和歌山県老人福祉計画・和歌山県介護保険事業支援計画)」との整合を図るとともに、本市における最上位計画である「和歌山市長期総合計画」や福祉分野の上位計画である「和歌山市地域福祉計画(わかやま・元気ふくし計画)」、その他「和歌山市障害者計画」「和歌山市障害福祉計画及び障害児福祉計画」などの市の各種関連計画との整合を図ります。

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間とし、2040 年までの中長期的な動向を踏まえつつ策定します。

図表 2 計画の期間

2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)
第8期計画			第9期計画			第10期計画			第11期計画		

4. 計画策定の体制

(1) 第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会

本計画を検討・協議する場として、学識経験者、保健・医療・福祉・介護関係者、市民の代表で構成される「第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会」を設置しました。

本委員会において、高齢者に対する福祉施策や介護サービスのあり方を検討し、本計画の内容について協議しました。

(2) 各種調査の実施

本計画の策定にあたって、高齢者福祉や介護に関する検討・協議の基礎資料とするため、令和4年度に「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画案について広く市民からの意見を募るため、計画素案を公表し、市民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。

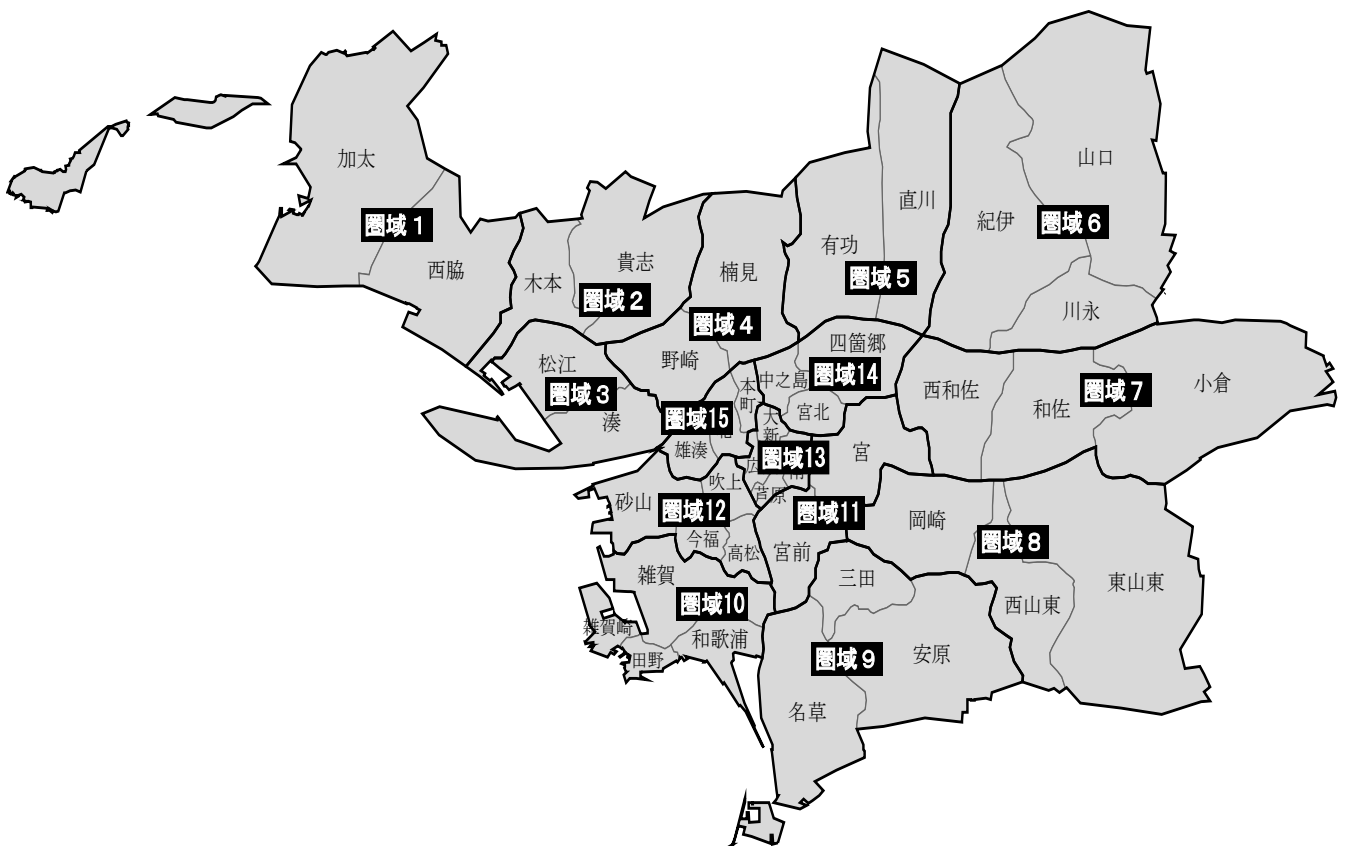
(4) 日常生活圏域の設定

介護保険事業計画では、地理的条件、人口規模、交通網等の社会的条件、介護施設等の整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、生活を営む身近な地域として日常生活圏域を設定して介護基盤の整備等に取り組みます。

本市では、第3期計画策定時に、高齢者の生活範囲や市内各地区の状況などを勘案し、市域を15の地域に区分して、「日常生活圏域」を設定しました。

現在、各圏域で地域包括支援センターを中心とした相談支援体制を展開していますが、本計画においてもこれまでの経緯を踏まえ、引き続き15の日常生活圏域ごとにサービスの基盤整備等を進めます。

図表 3 15の日常生活圏域

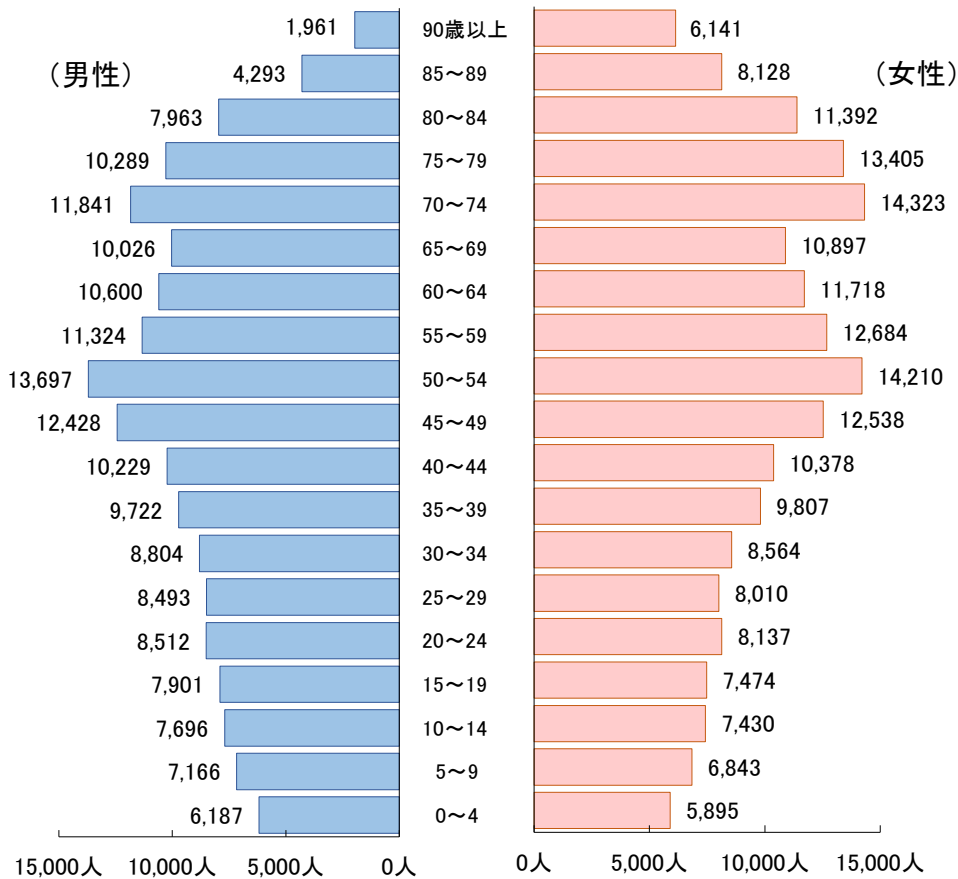


第2章 和歌山市の高齢者を取り巻く現状

1. 人口ピラミッド

本市の令和5年9月30日現在の人口は、男性169,132人、女性187,974人で、計357,106人となっています。人口ピラミッドは花瓶型となっており、少子化と高齢化が進行していることが分かります。また、男女ともに70～74歳及び50～54歳で人口が多くなっており、70～74歳がいわゆる「団塊の世代」、50～54歳がいわゆる「団塊ジュニア世代」です。2025年（令和7年）には「団塊の世代」全てが75歳以上の後期高齢者になり、2040年（令和22年）には「団塊ジュニア世代」が65歳以上になります。

図表4 和歌山市の人口ピラミッド

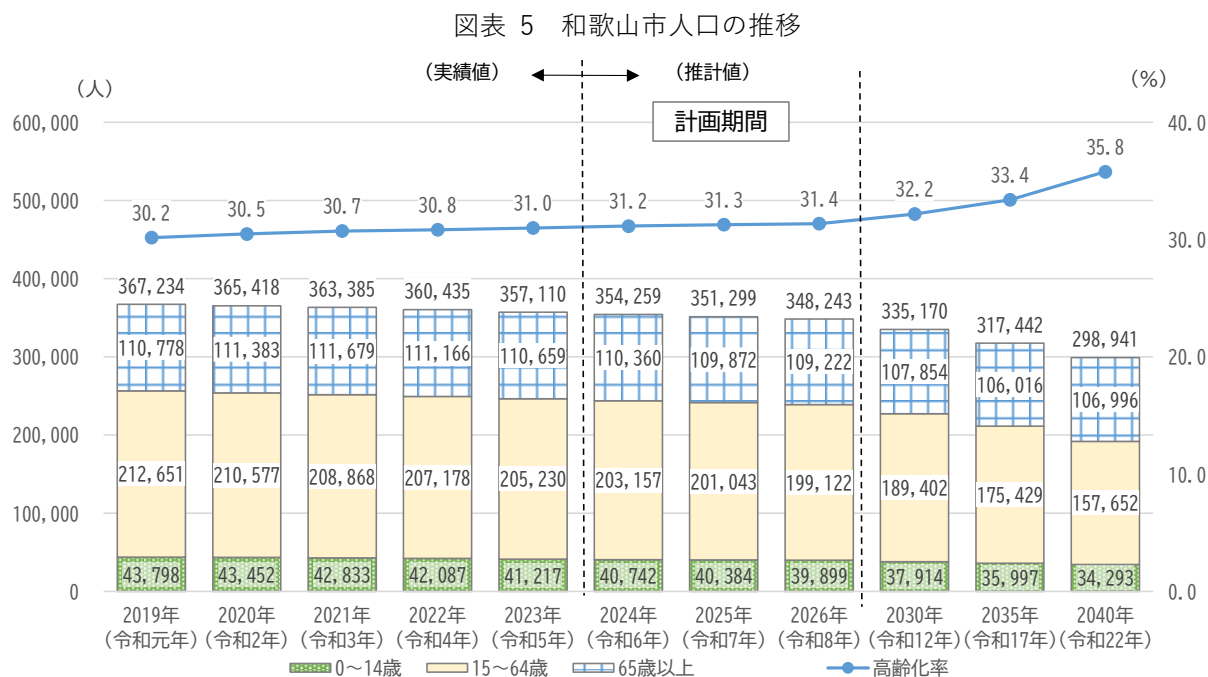


資料：和歌山市住民基本台帳人口（令和5年9月30日時点）
（年齢不詳女性4名を除く）

2. 高齢者人口・高齢化率の推移

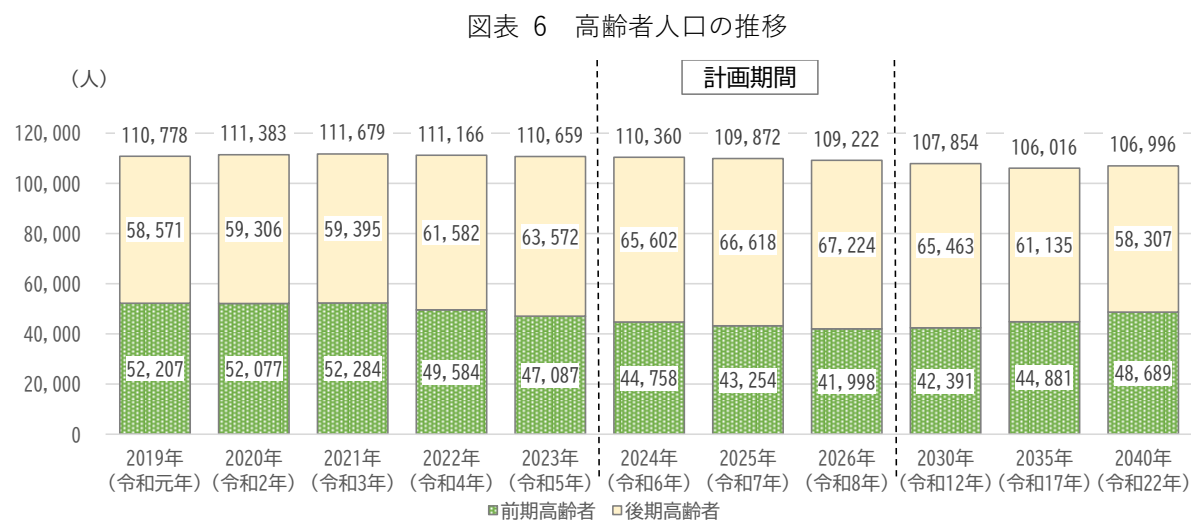
本市の高齢者人口について、ほぼ横ばいで推移しており、2023年（令和5年）では110,659人となっています。計画期間中の推移をみると、減少傾向で推移し、本計画の最終年である2026年（令和8年）では、109,222人と推計され、高齢化率は31.4%となっています（図表5）。

また後期高齢者の人口については、2019年（令和元年）以降増加傾向で推移しており、2023年（令和5年）では63,572人となっています。計画期間中の推移をみると、増加傾向で推移し、本計画の最終年である2026年（令和8年）では、67,224人と推計されます（図表6）。



資料：和歌山市住民基本台帳人口（各年9月30日時点）
（総人口には年齢不詳含む）

令和6年度以降コーホート変化率法により推計



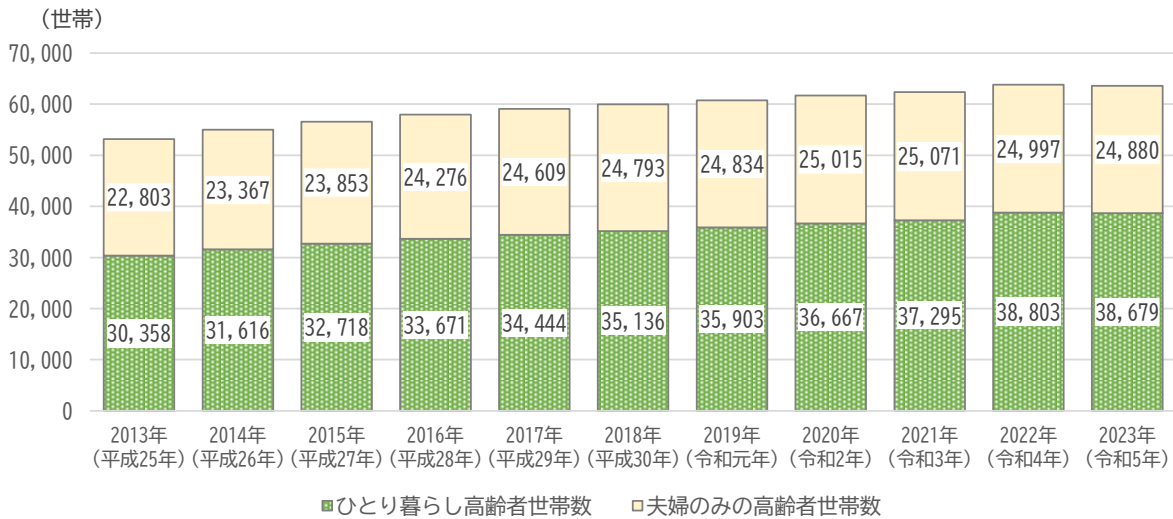
資料：和歌山市住民基本台帳人口（各年9月30日時点）

令和6年度以降コーホート変化率法により推計

3. 世帯状況

本市のひとり暮らし高齢者世帯数、夫婦のみの高齢者世帯数はともに増加傾向にあります。2022年（令和4年）時点のひとり暮らし高齢者世帯数は38,803世帯、夫婦のみの高齢者世帯数は24,997世帯となっています。

図表 7 世帯状況の推移

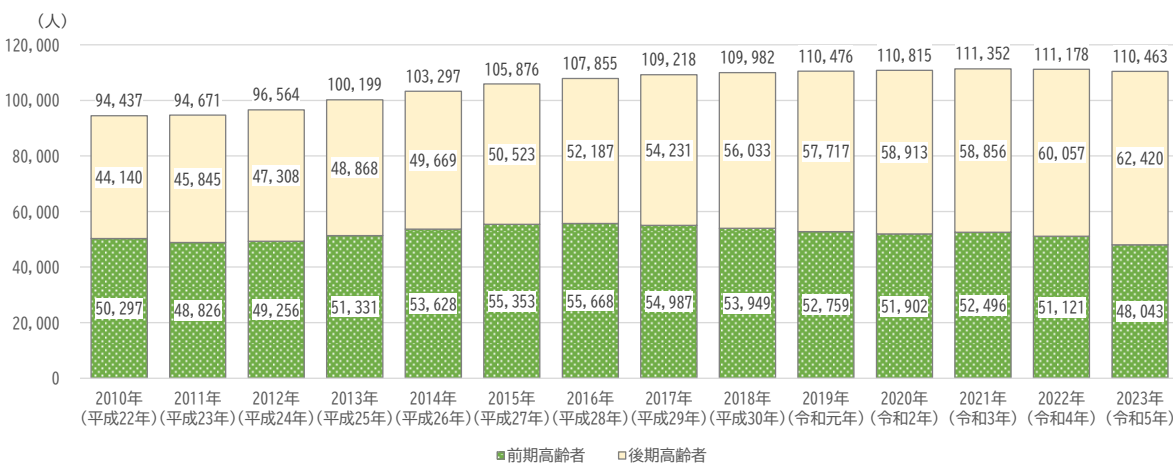


資料：和歌山市住民基本台帳人口（各年6月30日時点）

4. 第1号被保険者数の状況

本市の第1号被保険者数は2010年（平成22年）から2021年（令和3年）までは増加傾向にあったものの2022年（令和4年）はほぼ横ばい、2023年（令和5年）には110,463人となっています。

図表 8 第1号被保険者数の推移



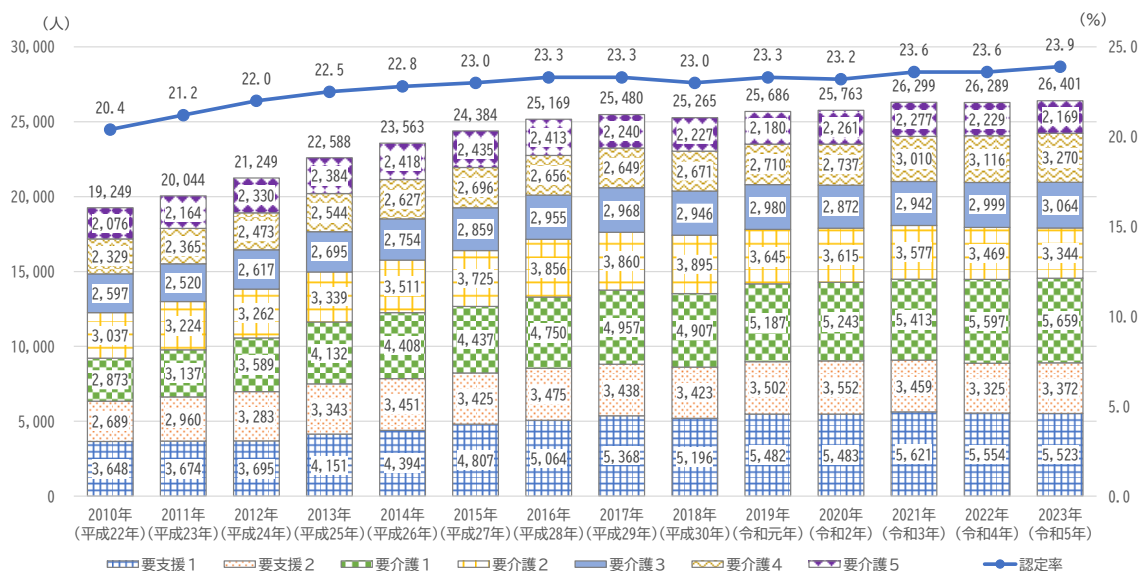
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和5年のみ「介護保険事業状況報告」3月月報）

5. 要支援・要介護認定者数の推移

本市の要支援・要介護認定者数について、2010年（平成22年）以降増加しており、2023年（令和5年）では26,401人となっています。認定率についても2020年（令和2年）以降微増しており、23.9%となっています。

また要支援・要介護認定者数を要介護度別でみると、2010年（平成22年）から2023年（令和5年）にかけて最も増加しているのは「要介護1」であり、2,786人増加しています。

図表 9 要支援・要介護認定者数の推移



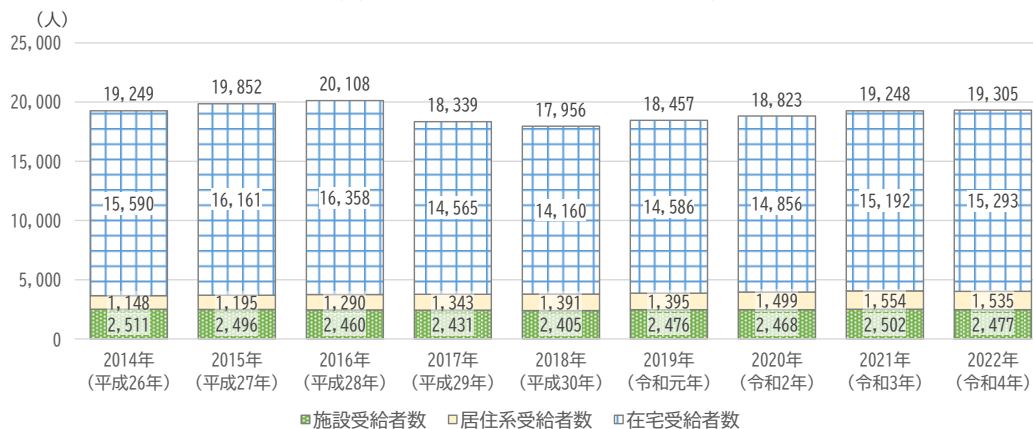
資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報
（令和5年のみ「介護保険事業状況報告」3月月報）

6. サービス受給者数の推移

本市のサービス受給者数は、2018年（平成30年）以降増加傾向にあり、2022年（令和4年）では19,305人となっています。2018年からの5年間で1,349人の増加となっています。

平成29年度（令和元年）の受給者数の減少は、同年度から、介護予防訪問介護と介護予防通所介護が「介護予防・日常生活支援総合事業」に移行したことによるものです。

図表 10 サービス受給者数の推移

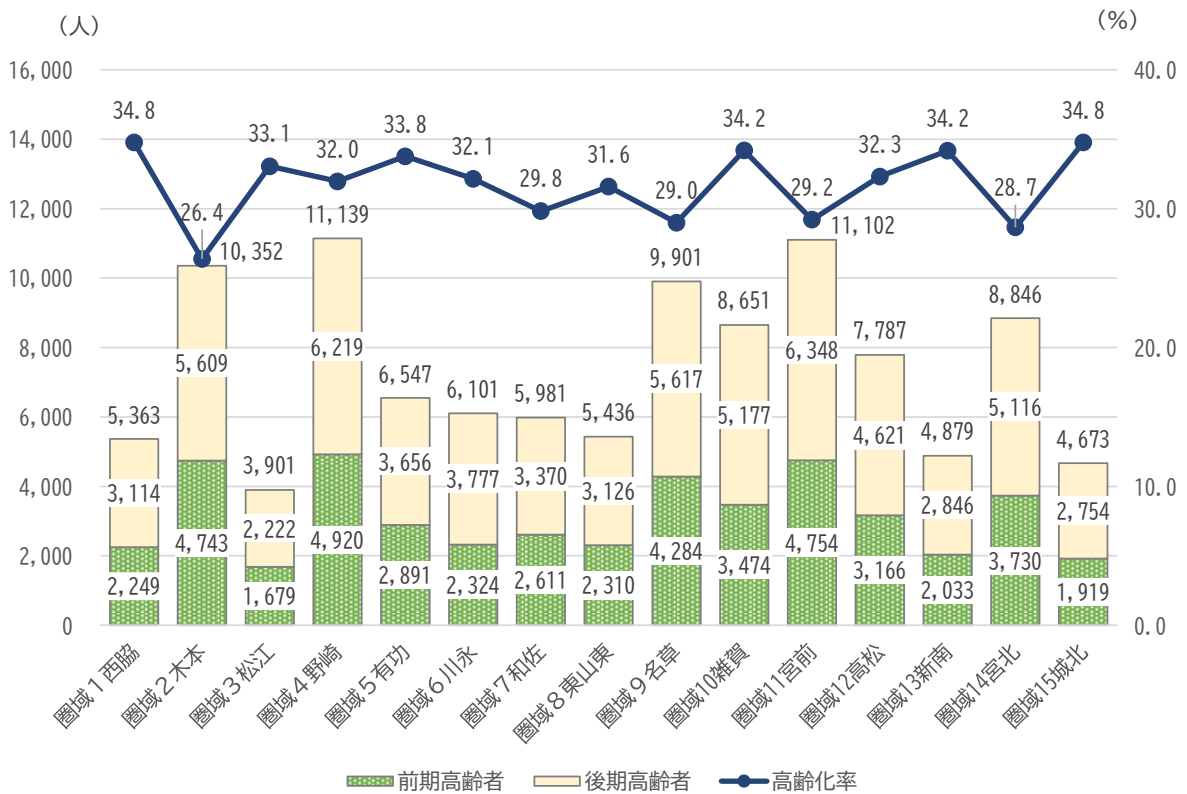


資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報

7. 日常生活圏域別の高齢者の状況

日常生活圏域別の高齢者人口は、圏域によって大きく差があります。本市では15の全圏域で高齢化率が25%以上となっており、そのうち10圏域では、高齢化率が30%を超えています。中でも、「圏域1 西脇」「圏域5 有功」「圏域10 雑賀」「圏域13 新南」「圏域15 城北」では、3人以上が1人以上が高齢者という状況にあります。一方、最も高齢化率が低かったのは、「圏域2 木本」で26.4%となっています。

図表 11 日常生活圏域別の高齢者の状況



資料：和歌山市住民基本台帳（令和5年9月30日時点）

8. 「高齢者介護に関する調査」結果概要

(1) 調査の目的

本計画を策定する上で、高齢者の生活状況の把握やニーズ分析、介護サービスのあり方の検討等に必要な資料を得ることを、調査の目的としています。

(2) 調査対象

区分	調査期間	対象者	標本数
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	令和4年 10月21日～11月4日	要支援認定者、事業対象者及び一般高齢者(要介護認定されていない高齢者)から無作為抽出	4,800人
在宅介護実態調査	令和4年 10月21日～11月4日	在宅で生活している要支援、要介護認定者から無作為抽出	1,200人

(3) 回収状況

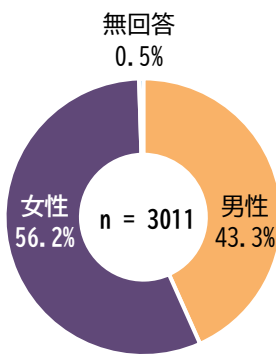
調査名称	発送数	有効回収数	有効回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	4,800通	3,011通	62.7%
在宅介護実態調査	1,200通	766通	63.8%

(4) 調査結果

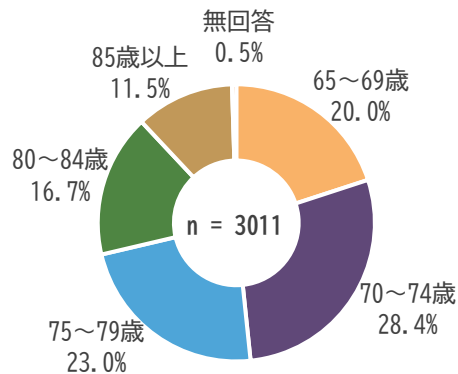
【回答者属性】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

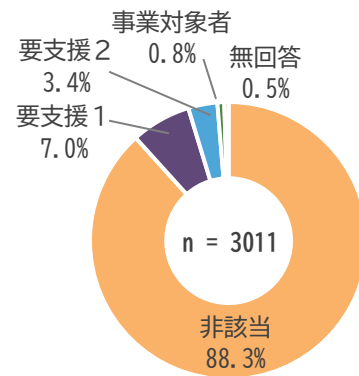
〈性別〉



〈年齢〉

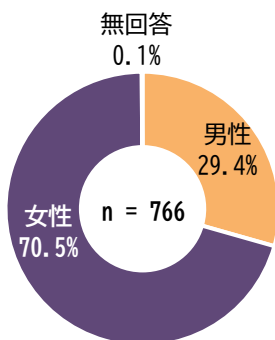


〈要介護認定〉

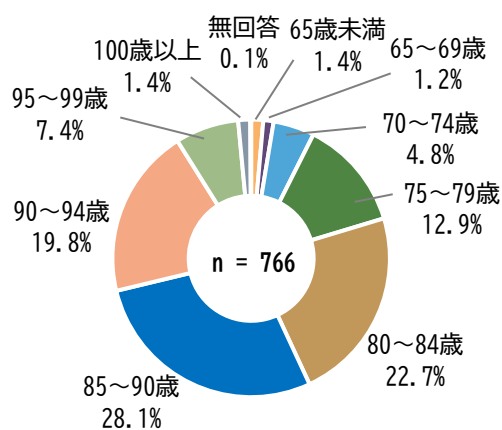


在宅介護実態調査

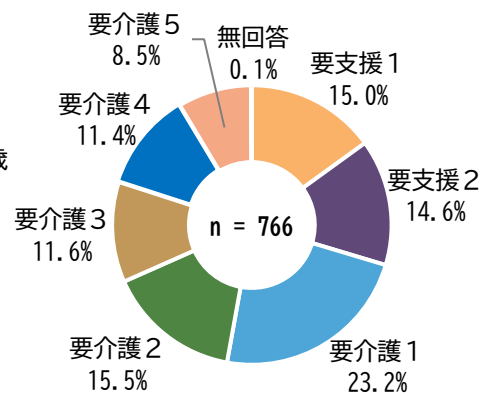
〈性別〉



〈年齢〉



〈要介護認定〉



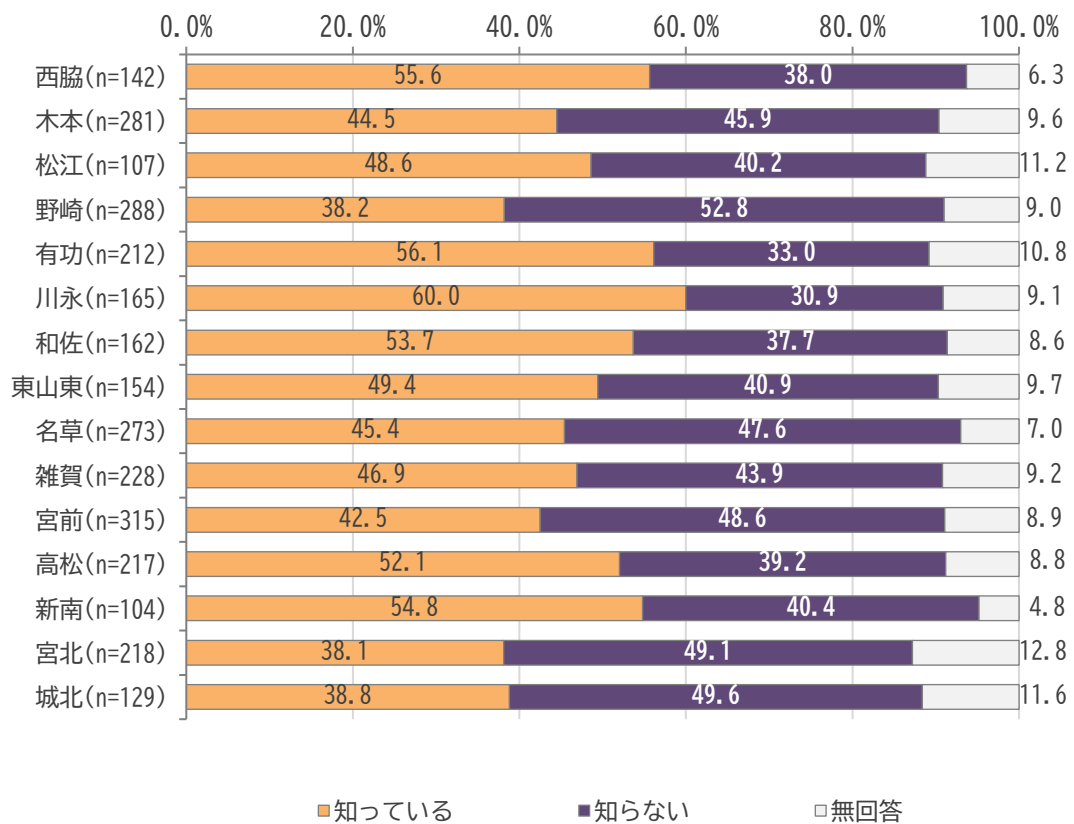
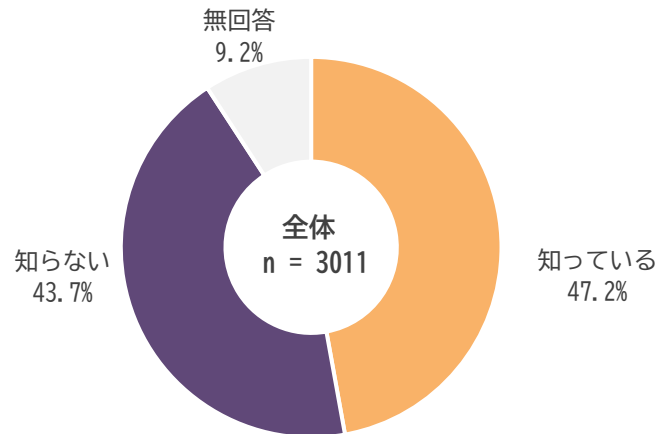
基本方針 1. 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

(1-1) 地域支援

○地域包括支援センターの認知度について、「知っている」は全体で 47.2%となっています。

【ニーズ調査】

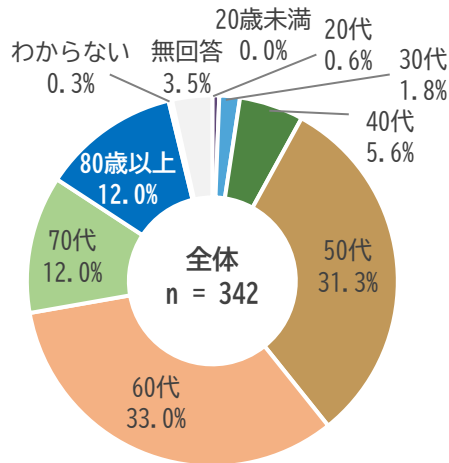
○圏域別に見ると「知っている」と回答した人の割合が最も高かったのは川永圏域であり、60.0%となっています。



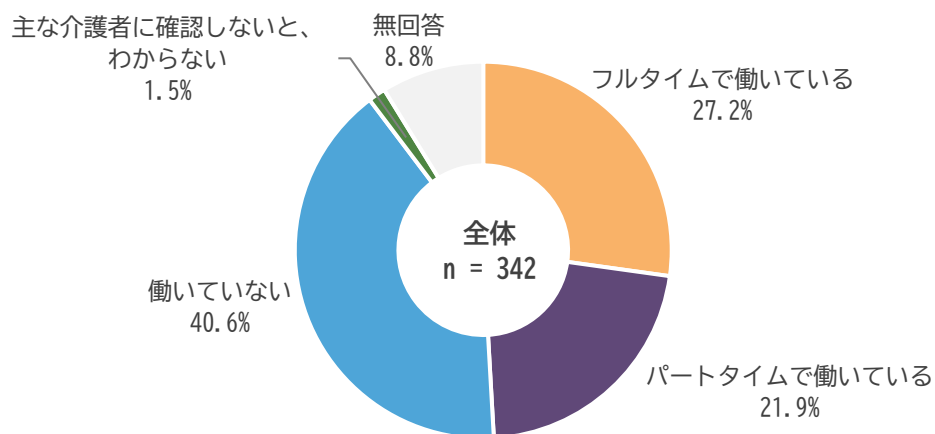
(1-2) 生活支援

○主な介護者の年齢について、「60代」(33.0%)が最も高く、次いで「50代」(31.3%)、「70代」「80歳以上」(12.0%)、「40代」(5.6%)となっています。【在宅調査】

○60代以上の介護者が57.0%となっており本市でも老々介護の現状があることがうかがえます。

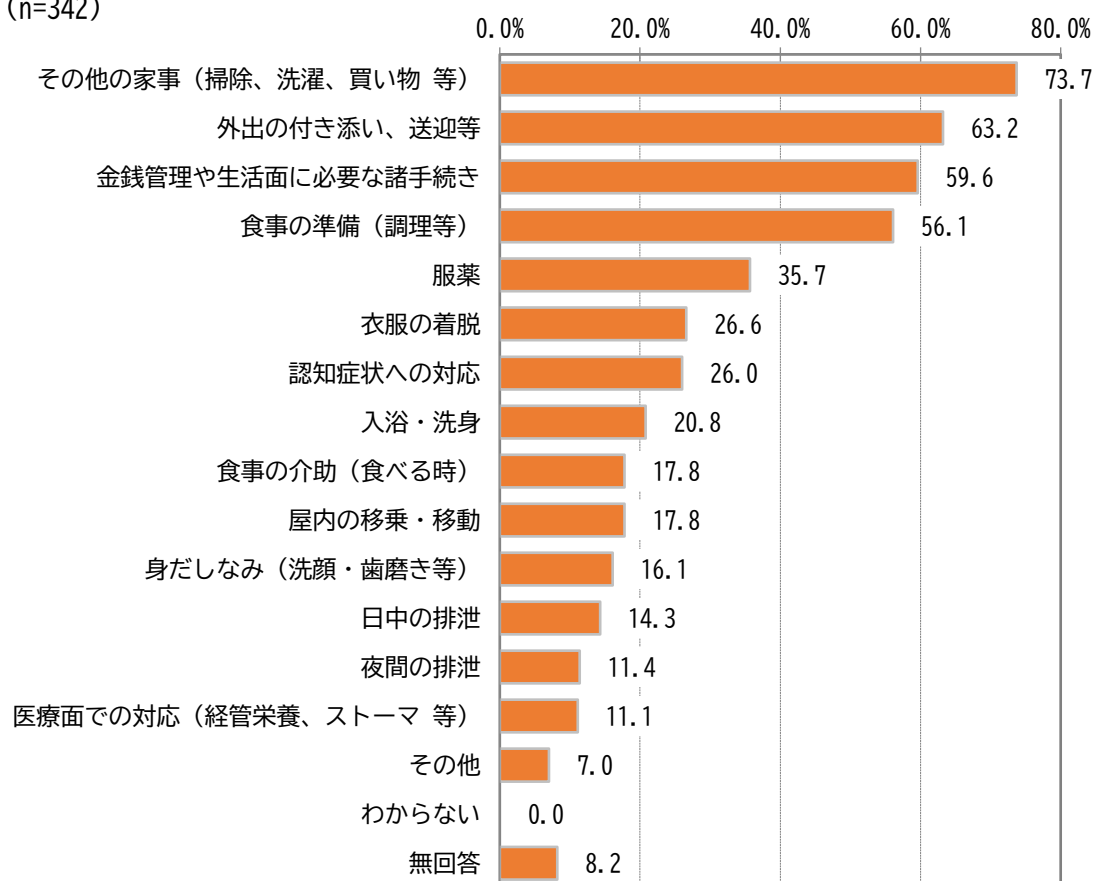


○主な介護者の方の現在の勤務形態について、「働いていない」(40.6%)が最も高く、次いで「フルタイムで働いている」(27.2%)、「パートタイムで働いている」(21.9%)となっています。【在宅調査】

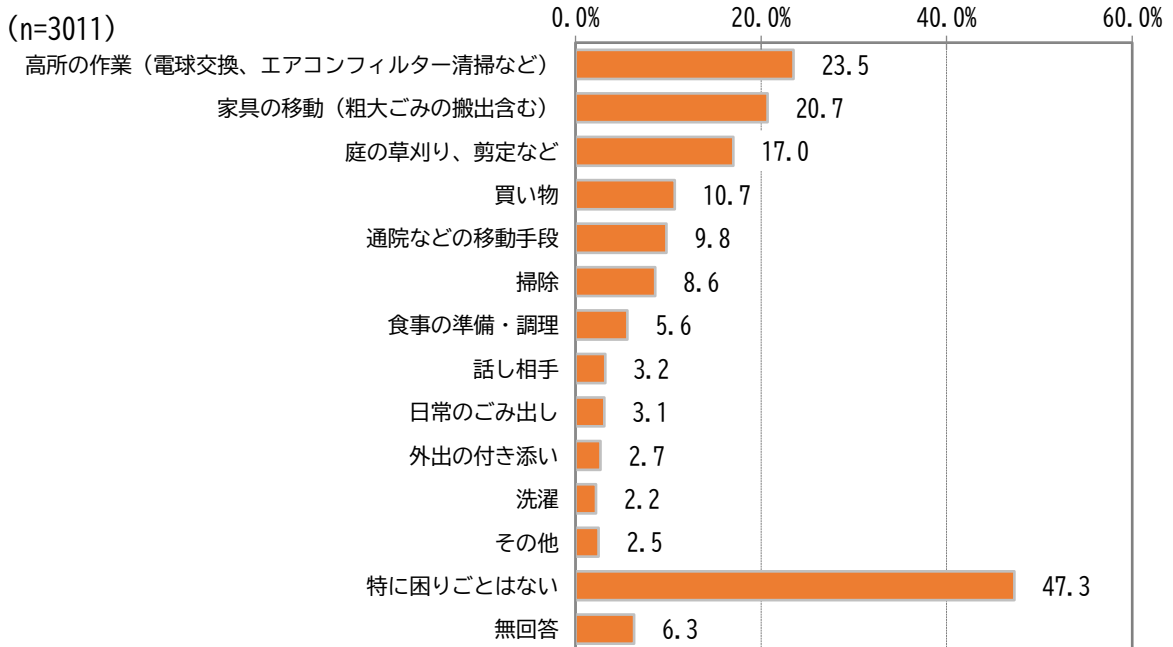


○主な介護者の方が行っている介護等について、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（73.7%）が最も高く、次いで「外出の付き添い、送迎等」（63.2%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（59.6%）と続いています。【在宅調査】

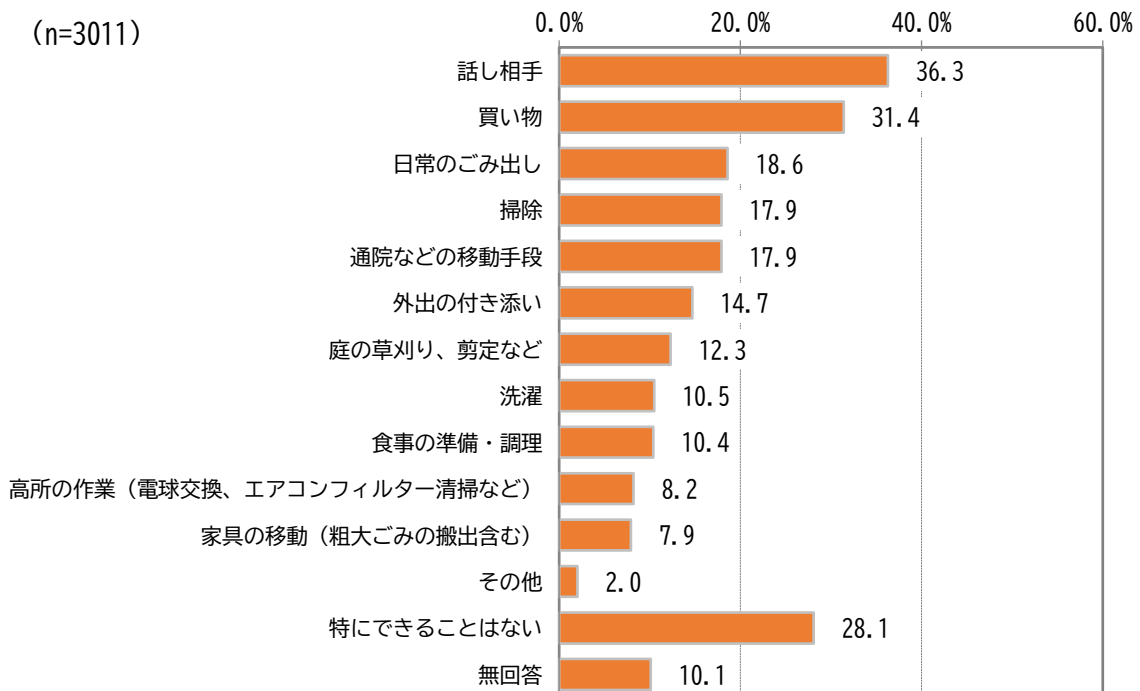
(n=342)



- 暮らしの中で困ることについて、「特に困りごとはない」(47.3%)が最も高くなっています。
- 「特に困りごとはない」の回答を除くと、「高所の作業（電球交換、エアコンフィルター清掃など）」(23.5%)が最も高くなっており、次いで「家具の移動（粗大ごみの搬出含む）」(20.7%)、「庭の草刈り、剪定など」(17.0%)となっています。【ニーズ調査】



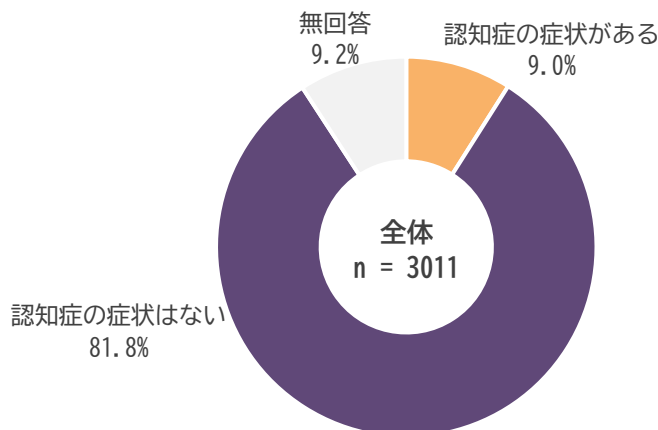
- 困りごとがある人に対してお手伝いできることについては、「話し相手」(36.3%)が最も高く、次いで「買い物」(31.4%)となっています。
- 約3割の人が「特にできることはない」と回答しています。【ニーズ調査】



(1-3) 認知症支援

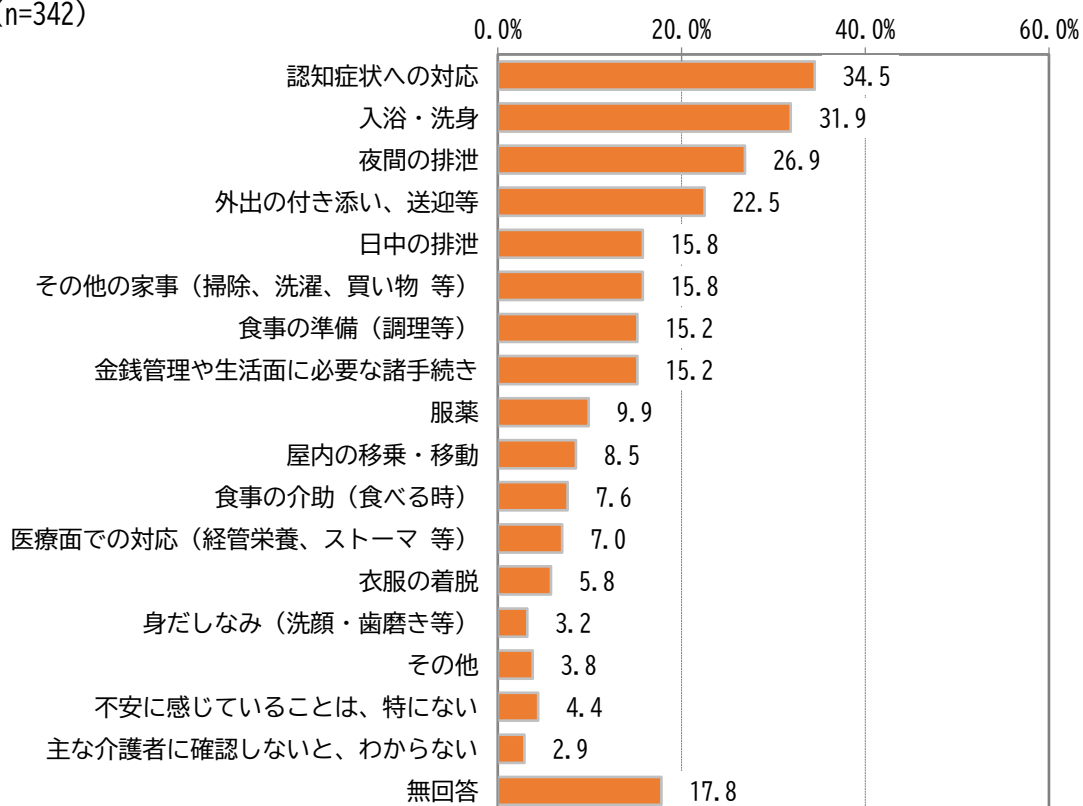
○自分又は家族の認知症の症状の有無について、「ある」は9.0%となっています。

【ニーズ調査】



○主な介護者が感じる不安について、「認知症状への対応」(34.5%)が最も高くなっており、約3人に1人が認知症に対し不安を抱えていることが分かります。【在宅調査】

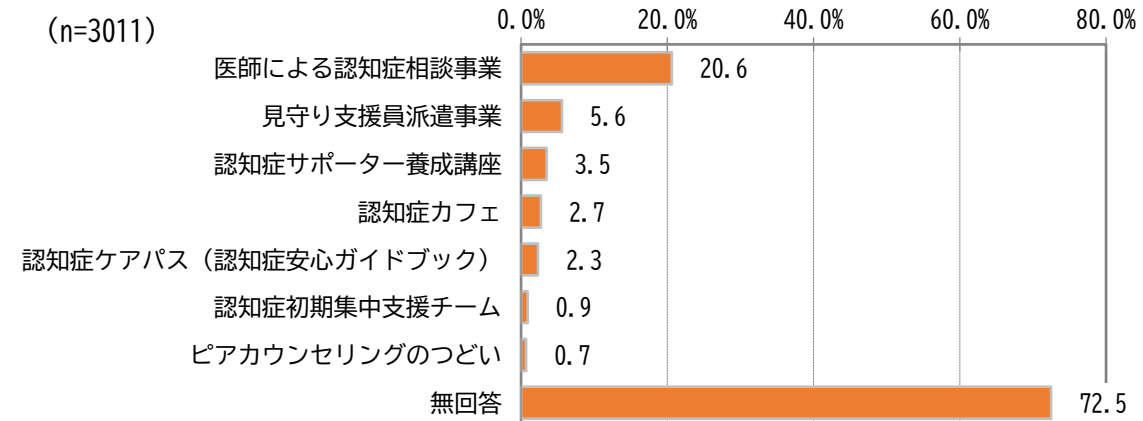
(n=342)



第2章 和歌山市の高齢者を取り巻く現状

	有効回答数(件)	単位:%															無回答			
		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助(食べる時)	入浴・洗身	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	衣服の着脱	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、送迎等	服薬	認知症状への対応	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	食事の準備(調理等)	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	諸手続管理や生活面に必要な	その他		不安に感じていることは、	主な介護者に確認しないと、わからない	
全体	342	15.8	26.9	7.6	31.9	3.2	5.8	8.5	22.5	9.9	34.5	7.0	15.2	15.8	15.2	3.8	4.4	2.9	17.8	
介護度別	要支援1	47	-	12.8	2.1	17.0	-	-	2.1	21.3	2.1	23.4	4.3	10.6	17.0	10.6	4.3	14.9	2.1	27.7
	要支援2	58	12.1	22.4	8.6	43.1	1.7	6.9	10.3	27.6	6.9	19.0	8.6	15.5	17.2	22.4	3.4	1.7	10.3	12.1
	要介護1	96	14.6	22.9	4.2	34.4	5.2	4.2	6.3	21.9	11.5	39.6	8.3	19.8	14.6	18.8	1.0	7.3	2.1	12.5
	要介護2	54	20.4	37.0	1.9	33.3	-	3.7	7.4	22.2	16.7	37.0	3.7	11.1	16.7	14.8	7.4	-	1.9	20.4
	要介護3	43	25.6	44.2	9.3	37.2	2.3	9.3	11.6	27.9	7.0	44.2	11.6	14.0	16.3	2.3	2.3	-	-	18.6
	要介護4	31	29.0	25.8	19.4	22.6	9.7	12.9	19.4	19.4	19.4	48.4	6.5	19.4	16.1	19.4	3.2	-	-	16.1
	要介護5	13	15.4	30.8	38.5	15.4	7.7	15.4	7.7	-	-	30.8	-	7.7	7.7	7.7	15.4	-	-	38.5

○和歌山市の認知症に関する取り組みの認知度について、「医師による認知症相談事業」(20.6%)が最も認知されています。【ニーズ調査】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

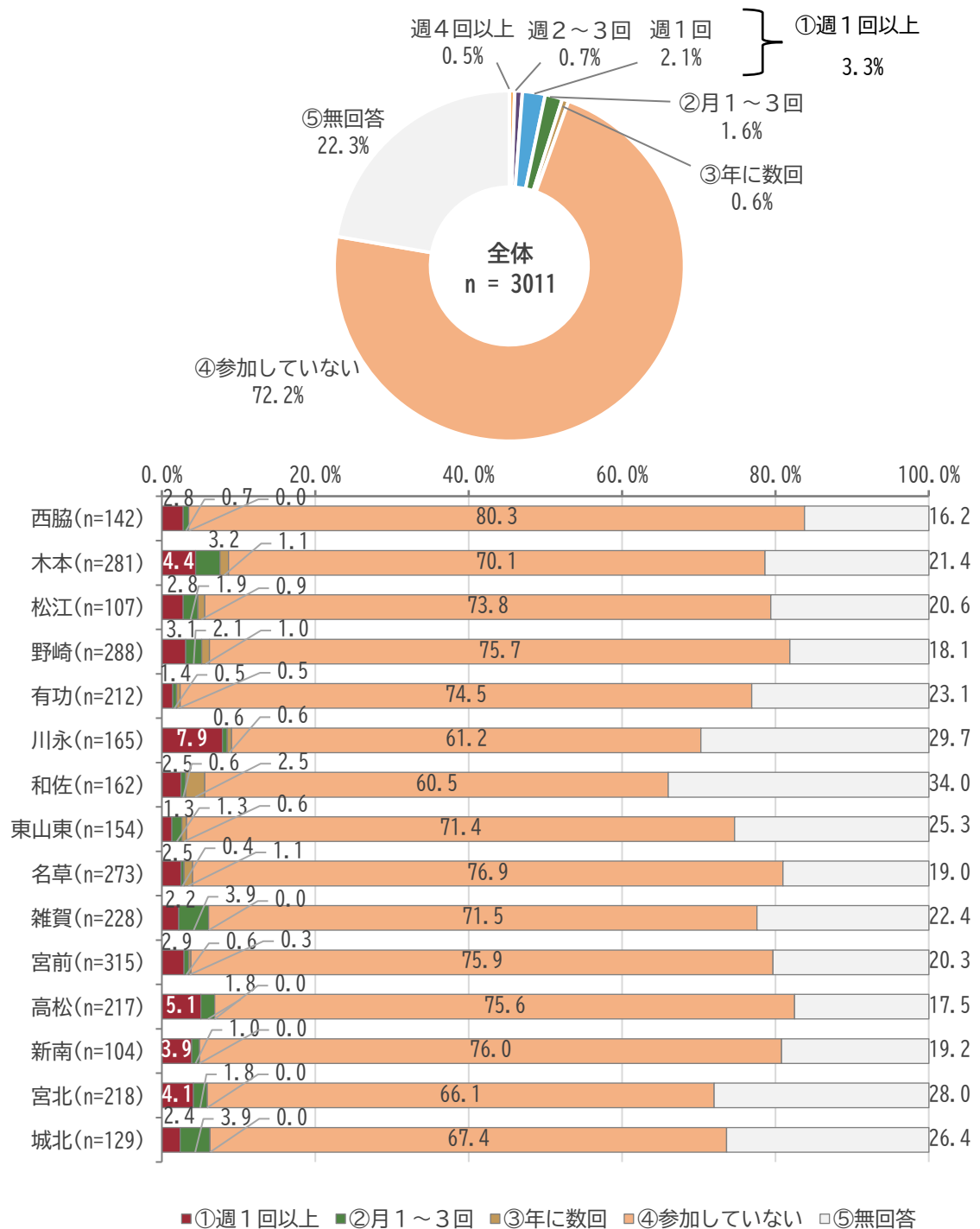
資料集

基本方針 2. 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり

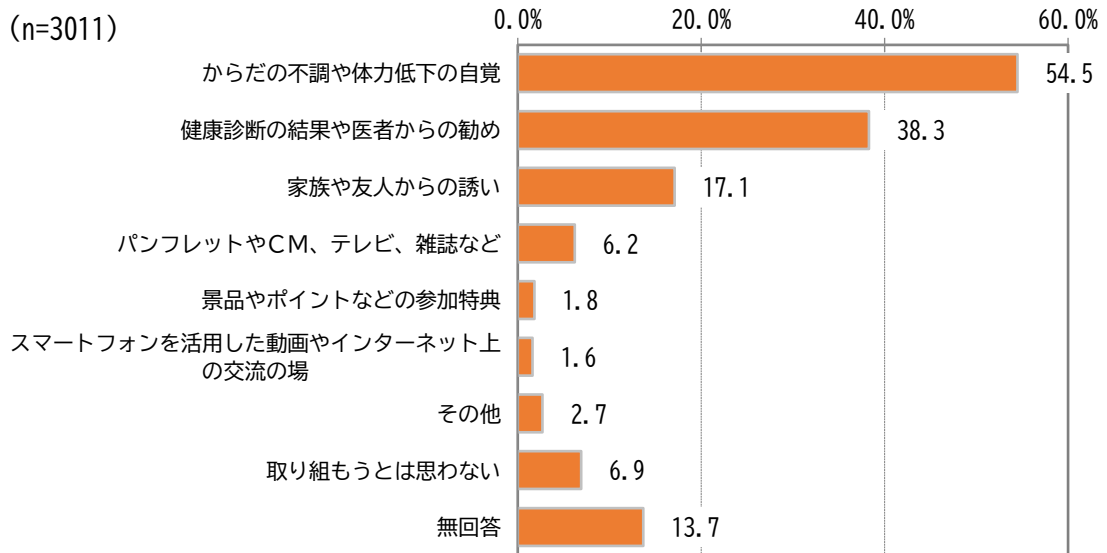
(2-1) 健康づくり・介護予防（フレイル対策）

○WAKAYAMA つれもて健康体操やわかやまシニアエクササイズなどの体操グループへの参加状況について、週1回以上参加している割合は3.3%となっています。

○圏域別に見ると「週1回以上」と回答した人の割合が最も高かったのは川永圏域であり、7.9%となっています。【ニーズ調査】

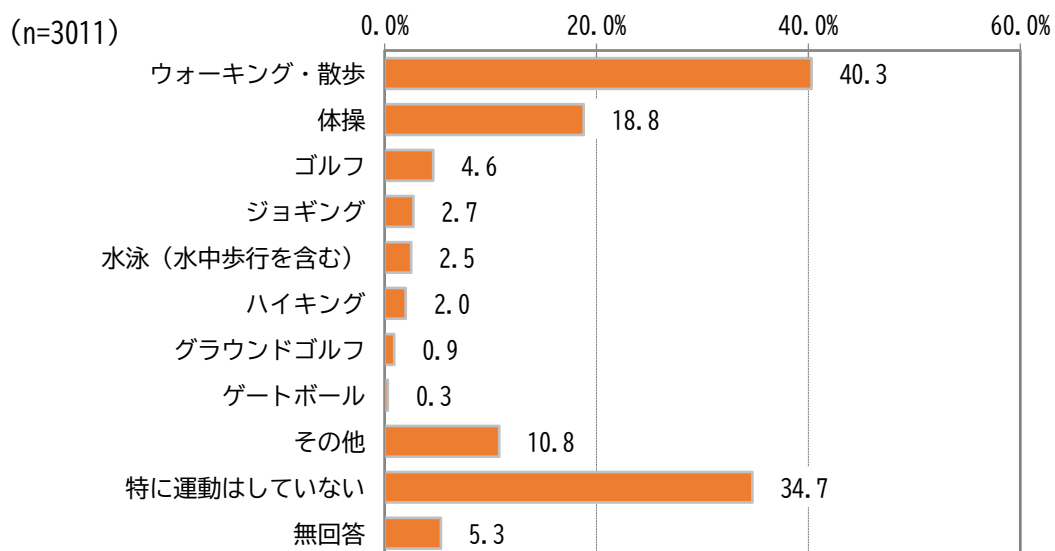


○介護予防に取り組むきっかけについては、「からだの不調や体力低下の自覚」(54.5%)が最も高くなっており、次いで「健康診断の結果や医者からの勧め」(38.3%)、「家族や友人からの誘い」(17.1%)となっています。【ニーズ調査】

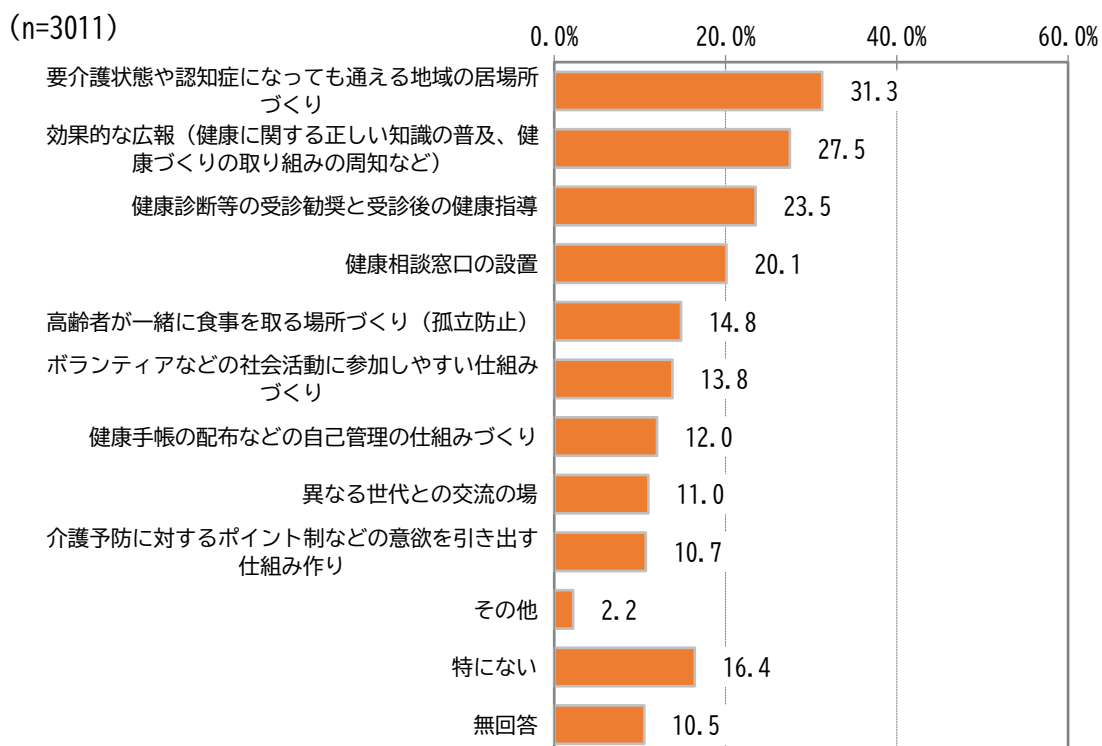


○普段している運動については、「ウォーキング・散歩」(40.3%)が最も高く、次いで「特に運動はしていない」(34.7%)となっています。

○3割以上の方が「特に運動はしていない」と回答しています。【ニーズ調査】

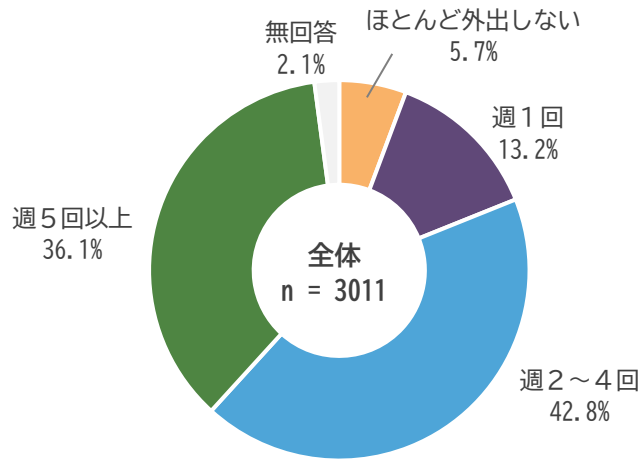


○高齢者の介護予防・健康づくりを促すためにあればよいと思う施策については、「要介護状態や認知症になっても通える地域の居場所づくり」(31.3%)が最も高く、次いで「効果的な広報(健康に関する正しい知識の普及、健康づくりの取り組みの周知など)」(27.5%)、「健康診断等の受診勧奨と受診後の健康指導」(23.5%)となっています。【ニーズ調査】

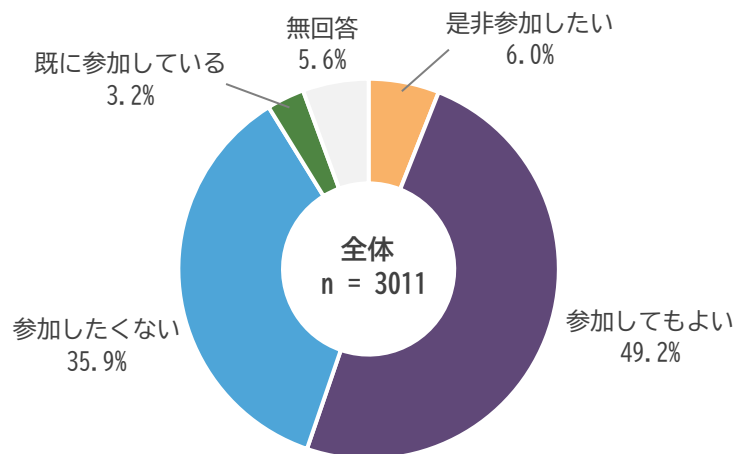


(2-2) 生きがい・社会参加

○外出頻度については、「週2～4回」(42.8%)が最も高く、次いで「週5回以上」(36.1%)となっています。【ニーズ調査】

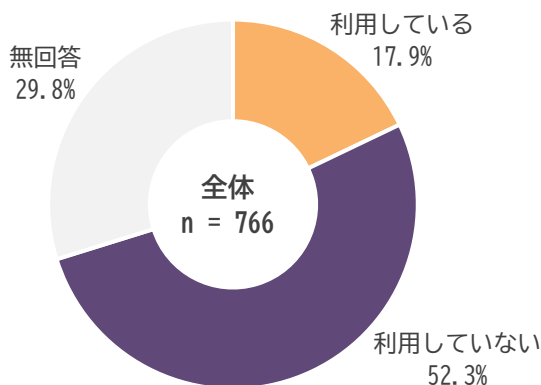


○地域住民の有志によって進める活動に、参加者として参加してみたいかについては、「参加してもよい」(49.2%)が最も高く、次いで「参加したくない」(35.9%)、「是非参加したい」(6.0%)、「既に参加している」(3.2%)となっています。【ニーズ調査】

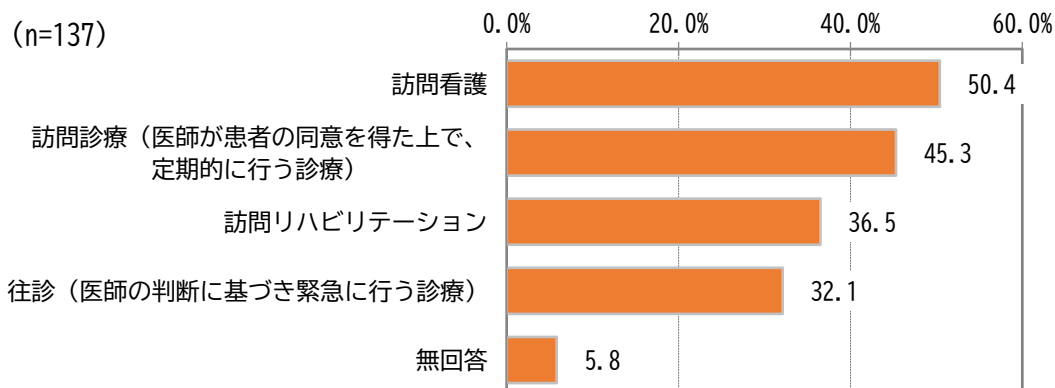


(2-3) 保健医療

○在宅医療の利用の有無について、「利用している」が17.9%となっています。【在宅調査】

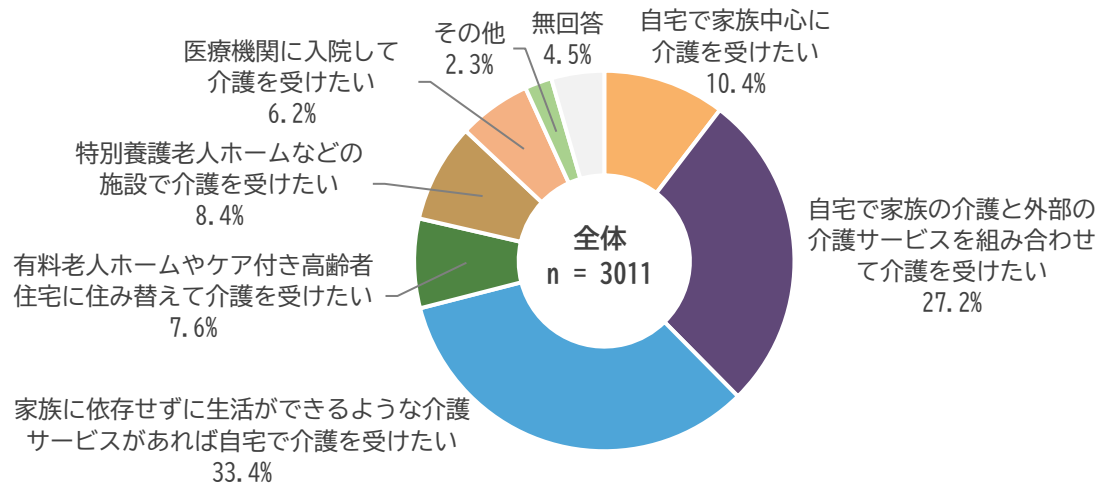


○利用している、利用し続けたい在宅医療は、「訪問看護」が最も高く50.4%となっています。【在宅調査】



		単位:%					
		有効回答数（件）	往診（医師の判断に基づき緊急に行う診療）	訪問診療（医師が患者の同意を得た上で、定期的に行う診療）	訪問看護	訪問リハビリテーション	無回答
全体		137	32.1	45.3	50.4	36.5	5.8
介護度別	要支援1	5	20.0	-	20.0	20.0	40.0
	要支援2	11	45.5	45.5	18.2	45.5	9.1
	要介護1	39	25.6	38.5	53.8	25.6	7.7
	要介護2	24	33.3	45.8	54.2	50.0	-
	要介護3	22	36.4	40.9	45.5	45.5	-
	要介護4	24	25.0	50.0	54.2	29.2	8.3
	要介護5	11	54.5	81.8	72.7	45.5	-

○介護が必要になった場合にどこでどのような介護を受けたいかは、「家族に依存せずに生活ができるような介護サービスがあれば自宅で介護を受けたい」(33.4%)が最も高くなっており、次いで「自宅で家族の介護と外部の介護サービスを組み合わせて介護を受けたい」(27.2%)、「自宅で家族中心に介護を受けたい」(10.4%)となっています。【ニーズ調査】



第3章 第8期計画の実施状況

1. 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

(1) 地域支援

地域包括ケアシステム構築の中心的な役割を担う地域包括支援センターは、高齢者等の多様なニーズに応えるだけでなく、地域の関係団体や関係機関とのネットワークの構築などの役割も担うため、会議や研修会を通して職員のスキルアップを行い、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の三専門職種が連携してチームアプローチで対応できるよう専門職の強化と、地域ケア会議を通して、ケアマネジャー支援や地域との連携強化に努めるなど、地域包括支援センターの機能強化を図りました。また、生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を中心に、地域の課題に対する話し合いや、支え合いの強化を進めました。

(2) 生活支援

日常生活において支援を必要とする高齢者に対して、自立生活や健康を支えるとともに、安否確認や見守りをかねた生活支援サービス（配食サービス、在宅理美容サービス、緊急通報システム、日常生活用具給付、高齢者紙おむつ給付、家族介護教室）を実施しました。また、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅への指導、住宅改造の助成、市営住宅の整備等を通じて、住まい・居住環境の整備を行いました。

(3) 認知症支援

認知症サポーター養成講座による認知症に関する普及啓発を図るとともに、医師による認知症相談や認知症初期集中支援チームの活動、認知症ケアパスの配布により認知症予防・早期発見・早期対応に取り組みました。また、認知症見守り支援や地域密着型サービスの充実等によって、認知症の人や家族に対する支援を推進しました。

(4) 高齢者権利擁護

高齢者の権利擁護は、成年後見制度利用支援によって権利擁護対策の充実を図るとともに、高齢者虐待に関する普及啓発、虐待対応・支援体制の推進、高齢者施設における虐待防止策によって高齢者虐待防止に向けた取組を推進しました。

2. 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり

(1) 健康づくり・介護予防（フレイル対策）

健康づくり・介護予防については、健康づくり推進事業の実施、地域住民主体の健康づくりの推進、健康教育、健康相談、がん検診の充実、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施によって生涯を通じた健康づくりの推進を図るとともに、介護予防・生活支援サービスや一般介護予防事業として「WAKAYAMA つれもて健康体操」「わかやまシニアエクササイズ」「自主活動移行教室」「つれもてサポート」「シニアのための元気アップセミナー」を実施し、介護予防を推進しました。

(2) 生きがい・社会参加

生きがいづくり・社会参加については、老人クラブ活動の支援、つどいの家の運営助成、西庄ふれあいの郷の運営に取り組み自主的な活動への支援を行うとともに、生涯学習のための拠点の整備・充実、学習機会の提供（和歌山市市民大学）、学習相談体制の充実、高齢者スポーツ活動の振興によって生涯学習、スポーツの振興等を図り、老人優待利用券交付、交通機関や公衆浴場のサービスの提供（元気70パス）、福祉向上に尽力した人の表彰によって生きがい活動を促進するための支援の充実を推進しました。また、就労については、シルバー人材センターの受注拡大支援による就労機会の確保や市民公益活動登録制度の広報によるNPO・ボランティア活動への参加促進に努めて支援しました。

(3) 保健医療

医療・介護が必要な状態となっても安心して在宅生活を送るためには、医療・介護の関係機関が連携し、包括的・継続的な支援を行える体制づくりが重要なため、かかりつけ医制度の普及、在宅医療の周知や体制支援など医療側の整備のほか、疾患に関する研修会や多職種での意見交換会、事例検討を通じて、介護関係者の医療に関するケアマネジメント力の向上を図り、利用者のニーズに沿った医療系介護サービスの活用等に取り組みました。また、初期救急医療体制の充実や障害者施策、長期療養を要する難病患者への相談支援を行いました。

3. 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

(1) 環境・住まい

環境・住まいの整備について、公共的な建築物のバリアフリー化や、公共交通機関の整備・維持、交通安全の意識啓発、交通安全施設などの整備による交通安全対策の強化を推進しました。

(2) 安全対策

地域の要配慮者等について、避難支援体制の整備、感染症への対策、緊急時対応の充実・強化、市民の防災意識向上のための取組の推進によって避難・防災対策の強化を図るとともに、家庭における防火対策の推進、防火アドバイザー研修、老人クラブ防火セミナー、施設における防火管理体制の充実、防犯対策の充実、消費者対策の充実によって防犯・防火対策の推進を図りました。

4. 介護保険サービスの充実と安定運営

(1) 介護保険サービス

健康維持・リフレッシュ事業について、要介護3～5の認定を受けた在宅生活者に対し、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が自宅を訪問し、マッサージなどを行うことで健康の維持及び心身のリフレッシュを図りました。また、生計維持が困難と認められる者に対して認定を行い、国の制度である「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業」を実施しました。

(2) 介護保険制度

介護給付の適正化について、認定調査の適正化、ケアプランの点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費通知の送付を行いました。また、学生の奨学金返還の助成や就職支援事業を実施して人材確保を図るとともに、地域ケア会議や研修会を通じて介護保険サービス従事者の資質の向上を図りました。

5. 第8期の計画実績値

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標	実 績 値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
1-1 地域支援	居宅介護支援事業所からの年間相談件数 (件)	2,818	2,702	3,200	
	地域包括支援センターの認知度 (%)	—	47.2	—	
	自立支援型地域ケア個別会議の開催回数 (回)	56	88	90	
	自立支援型地域ケア個別会議における検討 事例件数 (件)	56	88	90	
	地域見守り協力員数 (人)	501	468	465	
	見守り協定事業者数 (事業者数)	14	15	16	
1-2 生活支援	高齢者在宅理美容サービス事業利用回数 (回)	191	163	178	
	ペンダント式緊急通報装置の貸出台数 (台)	636	629	618	
	日常生活用具給付件数 (件)	51	46	66	
	高齢者補聴器購入費助成事業 助成件数 (件)	—	—	75	
	配食サービス事業利用延べ件数 (件)	227,977	268,203	270,000	
	高齢者紙おむつ給付事業給付決定件数 (件)	2,438	2,493	2,500	
	家族介護教室	開催数 (回)	5	6	8
		参加者数 (人)	96	96	160
	高齢者世話付 住宅生活援助 員派遣事業	設置戸数 (戸)	123	123	123
		入居世帯数 (世帯)	102	92	96
	生活支援ハウスの年度末の入居者数 (人)	74	78	86	
	軽費老人ホームの補助金交付額 (千円)	149,774	147,021	159,382	
	養護老人ホームの年度末措置入所者数 (人)	124	115	115	
	有料老人 ホーム	施設件数 [うち特定施設] (施設)	105 [12]	110 [11]	117 [13]
		定員数 [うち特定施設の定員数] (人)	2,786 [635]	2,900 [595]	3,293 [692]
	サービス付き 高齢者向け 住宅	登録件数 [うち特定施設] (件)	75 [4]	74 [4]	75 [4]
		戸数 [うち特定施設の住宅 戸数] (戸)	1,990 [242]	1,971 [242]	2,001 [242]
高齢者住宅改 造助成事業助 成件数	生活保護世帯に対する助 成件数 (件)	1	2	5	
	非課税世帯に対する助成 件数 (件)	16	14	17	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標		実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
1-3 認知症 支援	認知症サポーター養成講座受講者数 (サポーター数累計) (人)		24,708	27,062	30,000
	認知症サポーター養成講座新規受講者数 (人)		1,663	2,354	2,938
	認知症相談	開催回数 (回)	30	37	35
		相談件数 (件)	41	47	45
	認知症初期集中 支援チーム	活動チーム数 (チーム)	2	2	2
		新規訪問支援対象者人数 (人)	7	1	3
		訪問延べ回数 (回)	20	3	10
	認知症見守り事業 (見守り支援員派遣事業) の派遣時間数 (時間)		5,429	5,212	5,100
認知症カフェ運営費用補助事業者数 (事業者)		0	2	0	
認知症対応型共同生活介護の整備床数 (床数)		0	36	0	
1-4 高齢者 権利擁護	成年後見制度利 用支援	申立件数 (件)	25	15	23
		報酬助成件数 (件)	14	24	24
	成年後見制度利 用促進	相談件数 (件)	183	229	211
		成年後見制度利用促進会 議 (回)	0	4	10
	新規虐待通報件数 (件)		204	210	235
	虐待認定数 (件)		97	117	121
	虐待防止ネットワーク会議の開催 (回)		1	1	1
	介護サービス事 業者等に対する 集団指導	参加法人数 (法人)	コロナのた め書面開催	コロナのた め書面開催	コロナのた め書面開催
参加人数 (人)					

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標	実 績 値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
2-1 健康づくり・介護 予防（フレイル対 策）	ウォーキングサポーター養成講座の参加者 数（人）	23	24	0	
	健康ウォーキングイベントの参加者数（人）	54	0	0	
	運動プログラム参加人数（人）	254	240	263	
	地域組織主体の健康づくり活動の実施回数 （回）	0	3	6	
	健康に関する教室の開催回数（回）	4	6	22	
	健康相談の開催回数（回）	73	97	170	
	がん検診	胃がん検診受診者数（人）	2,831	2,865	3,279
		胃がん検診受診率（％）	2.8	3.0	－
		肺がん検診受診者数（人）	9,239	10,170	9,638
		肺がん検診受診率（％）	4.0	4.4	－
		大腸がん検診受診者数 （人）	7,908	9,139	9,829
		大腸がん検診受診率（％）	3.4	3.9	－
		子宮頸がん検診受診者数 （人）	10,868	11,081	9,126
		子宮頸がん検診受診率 （％）	13.1	13.1	－
		乳がん検診受診者数（人）	5,789	5,925	6,133
		乳がん検診受診率（％）	8.2	8.9	－
	介護予防・生 活支援サービ ス	訪問型（従前相当）請求件 数（件）	3,171	2,937	2,829
		訪問型（緩和型）請求件数 （件）	29,637	28,484	27,377
		通所型（従前相当）請求件 数（件）	21,805	21,003	22,192
		通所型（緩和型）請求件数 （件）	2,588	2,456	2,387
	WAKAYAMA つれもて健康 体操	グループ数（グループ）	102	114	130
		新規立ち上げ数 （グループ）	9	14	18
	わかやま シニア エクササイズ	グループ数（グループ）	109	112	110
新規立ち上げ数 （グループ）		3	6	5	
自主活動移行教室利用者数（人）	30	33	7		
つれもてサポート登録人数（人）	94	92	92		
介護予防教室の開催回数（回）	0	0	4		

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標		実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
2-2 生きがい・社会参加	老人クラブ数（グループ）		272	261	254
	老人クラブ会員数（人）		12,604	11,666	10,954
	つどいの家の年度末設置数（箇所）		19	19	20
	西庄ふれあいの郷	ゲートゴルフ場利用者数（人）	10,680	9,914	10,000
		多目的広場利用者数（人）	0	300	1,000
		ハーブ園利用者数（人）	10,911	12,118	13,000
	コミュニティセンター利用者数（人）		364,269	442,934	500,000
	市民大学講座	開講講座数（講座）	28	27	29
		受講者数（人）	574	420	536
	生涯学習人材バンク登録者数（人）		177	185	194
	和歌山市生涯スポーツ交流大会参加者数（人）		707	1,560	1,600
	老人優待利用券で利用できる施設数（施設）		8	8	8
	元気70パス	バスカード及び駐車場利用券（枚）	6,433	5,911	6,000
		公衆浴場回数券（枚）	17,520	15,925	16,000
	地域住民への表彰受賞者数延べ人数（人）		82	52	80
	振興大会来場者数（人）		コロナのため実施せず	コロナのため実施せず	350
	NPO・ボランティア活動への参加促進	市民公益活動登録団体数（団体）	518	538	560
市民公益活動登録者総数（人）		36,775	37,200	36,700	
2-3 保健医療	かかりつけ医がいる市民の割合（％）		88	89	89
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業所数（事業所）		0	1	1
	看護小規模多機能型居宅介護の事業所数（事業所）		2	1	0
	和歌山市医師会在宅医療サポートセンターにおける相談件数（件）		49	58	60
	在宅医療・介護連携推進センター（市内5か所）における相談件数（件）		87	75	80
	在宅医療・介護連携推進センター（市内5か所）主催の市民公開講座等	講座回数（回）	1	3	6
		参加者数（人）	27	122	200
	入院時情報提供率（％）		50.7	62.2	70.0
	退院調整率（％）		81.9	78.5	85.0

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標		実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
2-3 保健医療	和歌山市医師会在宅医療サポートセンターにおける研修会	開催回数（回）	3	4	5
		参加延べ人数（人）	231	198	250
	在宅医療・介護連携推進センター（市内5か所）における研修会	開催回数（回）	12	18	20
		参加延べ人数（人）	397	478	500
	高齢者の受診割合（%） （和歌山市夜間・休日応急診療センター）		7.9	5.8	6.0
	医療相談会実施回数（回）		0	1	1
	訪問相談延べ人数（人）		32	42	50
	新高額障害福祉サービス等給付費対象延べ人数（人）		325	301	317
	新高額障害福祉サービス等給付費（円）		3,516,508	3,397,952	3,680,625

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標		実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
3-1 環境・住まい	バリアフリー化届け出件数（件）		82	56	60
	公共交通機関の整備・維持	補助金の交付を行ったバス路線数（路線）	1	1	4
		地域バス及びデマンド型乗合タクシーの路線数（路線）	2	2	4
		補助を活用して導入したノンステップバスの台数（台）	0	0	0
		補助を活用して導入したユニバーサルデザインタクシーの台数（台）	0	0	0
		駅舎内のバリアフリー化に向けた補助実施駅数（駅）	0	0	0
		交通安全施設設置工事実施件数（件）	37	27	40
	交通安全施設などの整備	区画線設置距離（m）	6,701	4,500	7,000
		道路反射鏡設置数（基）	90	45	80
		道路反射鏡補修数（基）	294	222	300
		交差点マーク設置箇所（箇所）	38	35	50

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標	実 績 値			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
3-2 安全対策	施設内集団疫学（施設指導を含む）実施数（施設）	65	413	40	
	感染症対策講習会（回）	0	3	1	
	避難行動要支援者登録制度	登録者数（人）	9,545	9,576	9,265
		掲載意向確認済み数（人）	6,642	6,475	6,762
		掲載意向確認進捗率（%）	69.6	67.6	73.0
	備蓄数	食料（食）	108,220	100,777	106,146
		飲料水(500ml)（本）	200,664	200,664	200,644
	緊急通報ペンダント登録者数（人）	724	801	714	
	緊急通報ファクシミリ登録者数（人）	194	197	197	
	NET119登録者数（人）	90	93	81	
	家具転倒防止用固定金具の取付件数（件） （家具転倒防止用固定金具の取付作業員の派遣件数）	89	78	115	
	消防局防災学習センター来館者数（人）	8,016	9,182	10,000	
	住宅用火災警報器の設置率（%）	83.8	83.7	83.5	
	老人クラブ防火セミナー	実施回数（回）	0	2	4
		受講者数（人）	0	29	200
	高齢者福祉施設に対する立入検査実施数（施設）	193	149	53	
	防犯灯設置灯数（灯）	33,652	33,829	34,004	
	高齢者の消費生活相談件数（件）	411	475	550	
	消費者啓発講座の参加者数（人）	109	170	415	
	市報わかやまにおける消費者被害の防止に向けた啓発記事の掲載回数（回）	12	12	12	
	食品等事業者の監視指導件数（件）	1,150	1,600	1,600	
	食品の収去検査及び家庭用品の試買検査検体数（検体）	231	241	243	
	食品衛生講習会開催回数（回）	14	16	16	

(令和5年度の実績値は見込)

分野	指 標		実 績 値		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
4-1 介護保険 サービス	地域密着型介護老人福祉施設の整備床数 (床数)		0	0	0
	認知症対応型共同生活介護の整備床数 (床数)【再掲】		0	36	0
	特定施設入居者生活介護の整備床数(床数)		0	0	97
	健康維持・ リフレッシュ事業	給付費(円/年)	10,400,400	9,939,600	10,404,000
		利用回数(回/年)	5,778	5,522	5,780
		利用者数(人/月)	128	122	131
	社会福祉法人等による 利用者負担軽減制 度事業	事業所(数)	116	116	116
対象者(人)		104	90	85	
4-2 介護保険 制度	認定調査の点検件数	点検数(件)	13,480	14,120	全件実施
		申請件数(件)	13,480	14,120	
	ケアプラン点検件数(件)		23	70	72
	住宅改修に係る点検件数(件)		2,268	2,172	全件実施
	福祉用具購入に係る点検数(件)		2,125	2,095	全件実施
	縦覧点検件数(件)		13,100	13,803	全件実施
	医療情報との突合件数(件)		224	204	全件実施
	介護給付費通知の送付件数(件)		62,635	63,272	全件実施
	地域ケア会議開催数(回)		56	88	90
	介護支援専門員ネットワーク会議 開催数(回)		60	60	60
	介護保険サービス事業者等に対する 運営指導(件)		0	69	246
	介護保険サービス事業者等に対する 監査(件)		16	9	9
	奨学金返還に係る助成金交付対象者認定 (人)		4	5	7
	きのくに人材 U ター ンフェア(共催)8月	参加社数(社)	118	134	142
		参加人数(人)	211	210	100
	きのくに人材 U ター ンフェア(共催)3月	参加社数(社)	134	134	134
		参加人数(人)	345	308	308
	女性の就職応援フェ ア	参加社数(社)	25	31	30
		参加人数(人)	107	90	84
	わかやま就職フェア (共催)	参加社数(社)	67	67	69
参加人数(人)		117	96	90	
ICT 導入施設(施設)		0	2	3	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

第4章 基本理念と計画体系

1. 計画の基本理念と基本方針

【基本理念】

高齢者が尊厳をもって、心豊かに自立した生活を送ることができる
安心と共生のまちづくり

【計画の基本方針】

- 基本方針1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり
- 基本方針2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり
- 基本方針3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり
- 基本方針4 介護保険サービスの充実と安定運営

【重点施策】

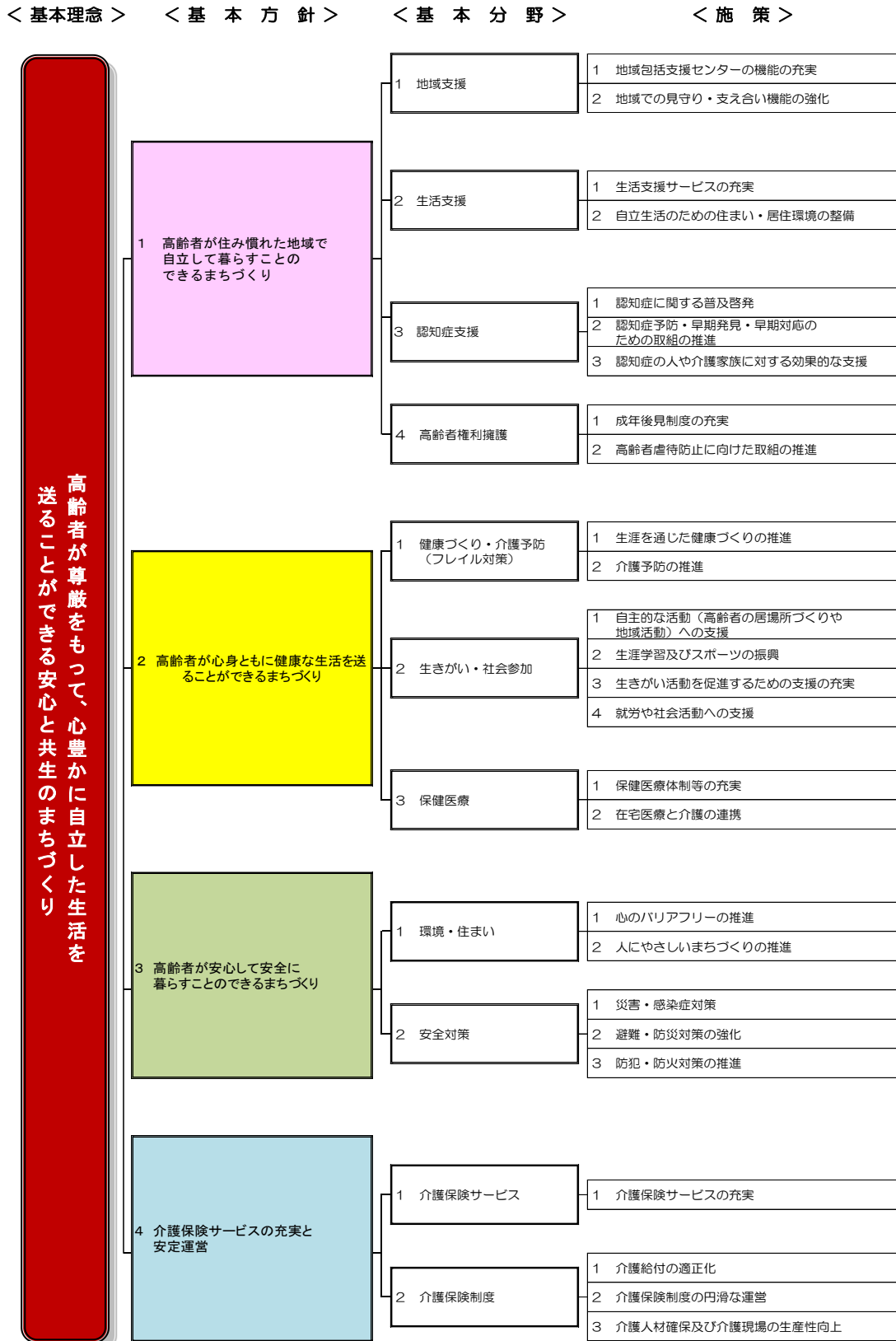
- (ア) 中長期的なサービス基盤と人的基盤の整備
- (イ) 介護予防と生きがいつくりの充実による健康寿命の延伸
- (ウ) 医療と介護の連携
- (エ) 認知症施策の総合的な推進
- (オ) 持続可能な介護保険制度の構築
- (カ) 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進

国の示す基本指針はおおむね第8期計画を踏襲する方針ですが、見直しの中で記載を充実すべき事項が挙げられています。その意向を踏まえ、第9期計画では以下の3つを見直しの重点ポイントとして設定します。

【第9期計画の重点ポイント】

1. 介護サービス基盤の計画的な整備
2. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組
3. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

2. 計画の体系



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

本計画は、基本方針及び重点施策のもと、11分野、26施策、97の取組で構成します。

基本方針1：高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

重点施策：(エ) 認知症施策の総合的な推進

(カ) 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進

分野	施策	取組	担当課
1-1 地域支援	(1) 地域包括支援センターの機能の充実 【P.41】	①地域包括支援センターのPDCAサイクルを活用した取組の推進 ②地域ケア会議の推進 ③包括的な相談支援	地域包括支援課 ①②③
	(2) 地域での見守り・支え合い機能の強化 【P.42】	①地域の支え合い機能の強化とサービスにつなげるための仕組みづくり ②高齢者の地域での孤立防止への取組の推進 ③生活支援体制の整備	高齢者・地域福祉課 ①② 地域包括支援課 ③
1-2 生活支援	(1) 生活支援サービスの充実 【P.43】	①在宅理美容サービス事業 ②緊急通報システム ③日常生活用具給付 ④高齢者補聴器購入費の助成 ⑤配食サービス ⑥高齢者紙おむつ給付 ⑦家族介護教室 ⑧高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業	高齢者・地域福祉課 ①②③④ 地域包括支援課 ⑤⑥⑦⑧
	(2) 自立生活のための住まい・居住環境の整備 【P.45】	①生活支援ハウス事業 ②軽費老人ホーム運営補助事業 ③養護老人ホーム事業 ④有料老人ホーム ⑤サービス付き高齢者向け住宅事業 ⑥高齢者住宅改造助成事業 ⑦市営住宅の整備	高齢者・地域福祉課 ①②③④⑤⑥ 住宅政策課 ⑤ 住宅第1課 ⑦ 住宅第2課 ⑦
1-3 認知症支援	(1) 認知症に関する普及啓発 【P.47】	①認知症サポーター養成講座 ②認知症ケアパス	地域包括支援課 ①②
	(2) 認知症予防・早期発見・早期対応のための取組の推進 【P.48】	①認知症相談支援体制の充実 ②認知症初期集中支援チーム	地域包括支援課 ①②
	(3) 認知症の人や介護家族に対する効果的な支援 【P.49】	①認知症高齢者等ネットワークの構築 ②認知症の人の家族介護者への支援 ③認知症の人(本人)や家族の視点の重視 ④認知症対応型共同生活介護事業所の整備 ⑤認知症要配慮者見守り端末貸与事業	地域包括支援課 ①②③⑤ 介護保険課 ④

分野	施策	取組	担当課
1-4 高齢者権利 擁護	(1) 成年後見制度の 充実 【P.50】	①成年後見制度利用支援 ②成年後見制度利用促進	高齢者・地域福祉課 ①②
	(2) 高齢者虐待防止 に向けた取組 の推進 【P.51】	①虐待対応・支援体制の充実 ②高齢者虐待に関する普及啓発 ③高齢者施設における虐待防止	高齢者・地域福祉課 ①②③

基本方針2：高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり

重点施策：(イ) 介護予防と生きがいつくりの充実による健康寿命の延伸

(ウ) 医療と介護の連携

(カ) 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進

分野	施策	取組	担当課
2-1 健康づくり ・介護予防 (フレイル 対策)	(1) 生涯を通じた健 康づくりの推 進 【P.54】	①健康づくり（運動）推進事業の実施 ②地域住民主体の健康づくりの推進 ③健康教育の実施 ④健康相談の実施 ⑤がん検診 ⑥高齢者の保健事業と介護予防の一体 的实施	地域保健課 ①②③④⑤⑥ 保険総務課 ⑥ 地域包括支援課 ⑥ 国保年金課 ①⑥
	(2) 介護予防の推進 【P.56】	①介護予防・生活支援サービス ②WAKAYAMA つれもて健康体操 ③わかやまシニアエクササイズ	地域包括支援課 ①②③
2-2 生きがい・ 社会参加	(1) 自主的な活動 (高齢者の居 場所づくりや 地域活動)への 支援 【P.58】	①老人クラブ活動の支援 ②つどいの家の運営助成 ③西庄ふれあいの郷 ④世代間交流の促進	高齢者・地域福祉課 ①②③ 学校教育課 ④ 保育こども園課 ④
	(2) 生涯学習及びス ポーツの振興 【P.59】	①生涯学習のための拠点の整備充実 ②和歌山市市民大学（学習機会の提供） ③学習情報の提供 ④高齢者スポーツ活動の振興	生涯学習課 ①②③ スポーツ振興課 ④
	(3) 生きがい活動を 促進するた めの支援の充 実 【P.60】	①老人優待利用券 ②元気70パス（交通機関や公衆浴場の サービスを提供） ③高齢者など地域住民に対する表彰	高齢者・地域福祉課 ①②③
	(4) 就労や社会活動 への支援 【P.61】	①就労機会の確保 ②NPO・ボランティア活動への参加促 進	産業政策課 ① 自治振興課 ②

分野	施策	取組	担当課
2-3 保健医療	(1) 保健医療体制等の充実 【P.63】	①初期救急医療体制の充実 ②長期療養を要する難病患者への相談支援 ③障害者施策との連携・調整	総務企画課 ① 保健対策課 ② 障害者支援課 ③
	(2) 在宅医療と介護の連携 【P.64】	①在宅医療提供体制の充実 ②在宅医療・介護連携に関する相談支援 ③地域住民への普及啓発 ④医療・介護関係者の情報共有の支援 ⑤医療・介護関係者の研修 ⑥医療系の介護サービスの充実	地域包括支援課 ①②③④⑤ 総務企画課 ① 介護保険課 ⑥

基本方針3：高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

重点施策：(カ) 安全で快適に暮らせる環境づくりの推進

分野	施策	取組	担当課
3-1 環境・住まい	(1) 心のバリアフリーの推進 【P.67】	①福祉教育の推進 ②児童生徒によるボランティア活動の普及 ③体験的な学習の充実	学校教育課 ①②③
	(2) 人にやさしいまちづくりの推進 【P.68】	①公共的な建築物のバリアフリー化 ②公共交通機関の整備・維持 ③交通安全の意識啓発 ④交通安全施設などの整備	建築指導課 ① 交通政策課 ② 地域安全課 ③ 道路管理課 ④
3-2 安全対策	(1) 災害・感染症対策 【P.69】	①施設・事業所への防災啓発 ②感染症への対策	指導監査課 ①② 総合防災課 ① 総務企画課 ②
	(2) 避難・防災対策の強化 【P.70】	①避難支援体制の整備 ②緊急時対応の充実・強化 ③市民の防災意識向上のための取組の推進 ④市民の防火防災意識向上のための取組の推進	高齢者・地域福祉課 ① 地域安全課 ①③ 指令課 ② 予防課 ④

分野	施策	取組	担当課
3-2 安全対策	(3) 防犯・防火対策の推進 【P.71】	①家庭における防火対策の推進 ②老人クラブ防火セミナー ③施設における防火管理体制の充実 ④防犯対策の充実 ⑤消費者対策の充実	予防課 ①②③ 地域安全課 ④ 市民生活課 ⑤ 生活保健課 ⑤

基本方針4：介護保険サービスの充実と安定運営

重点施策：(ア) 中長期的なサービス基盤と人的基盤の整備

(オ) 持続可能な介護保険制度の構築

分野	施策	取組	担当課
4-1 介護保険サービス	(1) 介護保険サービスの充実 【P.73】	①介護離職ゼロに向けた介護保険サービスの充実 ②介護保険施設等の整備 ③健康維持・リフレッシュ事業(市町村特別給付) ④低所得者の利用者負担軽減	介護保険課 ①②③④
4-2 介護保険制度	(1) 介護給付の適正化 【P.74】	①要介護認定の適正化 ②ケアプラン・住宅改修等の点検 ③縦覧点検・医療情報との突合	介護保険課 ①②③
	(2) 介護保険制度の円滑な運営 【P.76】	①住宅改修に伴う理由書作成業務を行うケアマネジャーへの支援 ②リハビリテーション提供体制の構築 ③介護保険サービス事業者及び介護サービス従事者の資質の向上 ④介護保険サービス事業者に対する指導・監査の実施	介護保険課 ①② 地域包括支援課 ②③ 指導監査課 ③④
	(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上 【P.77】	①地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 ②介護現場における業務の効率化及び質の向上	総務課 ① 産業政策課 ① 地域包括支援課 ① 介護保険課 ② 指導監査課 ②

第5章 基本方針ごとの施策と取組

基本方針1 高齢者が住み慣れた地域で自立して暮らすことのできるまちづくり

1. 地域支援

【現状と課題】

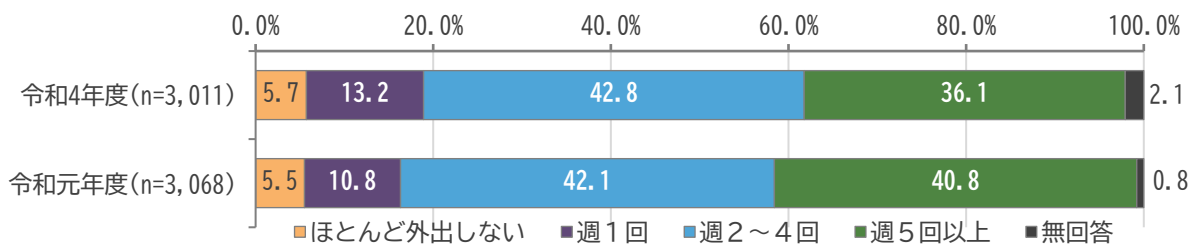
高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むためには、地域の実情に応じて、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）のさらなる深化・推進が重要です。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、中核的な役割を担う地域包括支援センターの機能の充実に加えて、地域住民や多様な社会資源と協働した地域での見守り・支え合い機能の強化が必要です。加えて、認知症高齢者の家族やヤングケアラー等家族介護者への支援に努めるとともに、属性や世代を問わない包括的な相談支援等にも対応することが求められています。

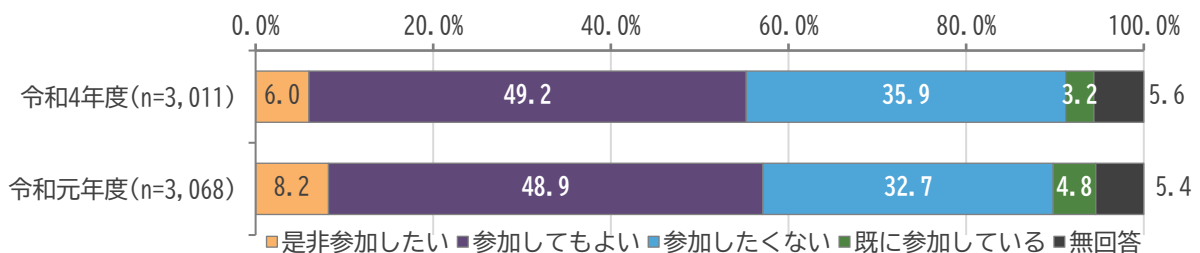
第8期計画の期間中は、新型コロナウイルスの感染拡大が影響し、各種の催しや住民の集まりの開催等が縮小・制限されました。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査でも、外出頻度や地域活動への参加意欲の低下が見られており、コロナ禍以前の水準に回復させることが急務となっています（図表12及び図表13）。

今後は、より複合化した課題にも対応できるよう、15の日常生活圏域ごとに設置した地域包括支援センター等の基盤強化を図りつつ、地域住民や関連団体と連携した地域づくりをより一層促進します。

図表12 外出の頻度



図表13 健康づくり活動や趣味等のグループ活動への参加意欲



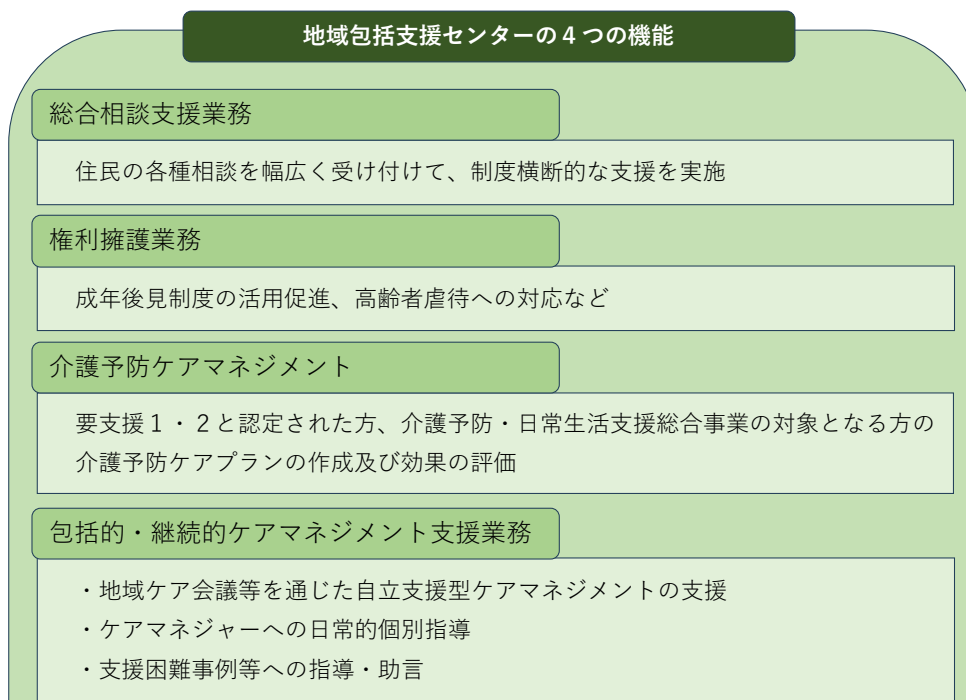
(1) 地域包括支援センターの機能の充実

取組	主な事業内容
地域包括支援センターのPDCA サイクルを活用した取組の推進 【地域包括支援課】	地域包括支援センターの総合相談事業の充実と、地域の関係団体等とのネットワーク構築による地域力の向上を一体的に進めるために、事業計画や進捗状況の定期的な点検を行うとともにPDCAサイクルの強化に努めます。
地域ケア会議の推進 【地域包括支援課】	地域ケア会議は、個別ケースの支援内容の検討を通して、介護支援専門員の自立支援につなげるケアマネジメントスキル向上、高齢者の個々の課題解決に向けた地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見・発掘を行います。 これらの機能をより強化するために従来の地域ケア会議の運用を見直し、地域の現状把握・地域課題の整理や解決を進めていきます。
包括的な相談支援 【地域包括支援課】	地域包括支援センターは、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、適切な機関・制度・サービス等につなげていくよう支援します。

【今後の目標】

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進のためにも、地域包括支援センターの4つの機能の充実を図ります。

とりわけ、高齢者だけでなく、経済的困窮者、障害者、ひとり親家庭など属性や世代を問わない包括的な相談支援につなげるため、生活困窮分野、障害分野、児童分野など他分野との連携を図るとともに、地域ケア会議の開催等を通じて、介護予防や自立支援に関する理解を促し、地域で適切なケアマネジメントが行われる環境の整備に努めます。



(2) 地域での見守り・支え合い機能の強化

取組	主な事業内容
地域の支え合い機能の強化とサービスにつなげるための仕組みづくり 【高齢者・地域福祉課】	民生委員・児童委員などによる声かけ・見守り訪問活動や地域福祉の新しい担い手の育成を通じ、地域で支援が必要な高齢者を見守る中で、身体状況の低下や認知症の進行などを把握するための取組を推進します。また、地域住民同士で地域や個人が抱える生活課題を相談したり話し合えたりする場づくりを支援し、住民一人ひとりが地域とのつながりを強め、支え合う地域づくりを進めます。さらに、これらの地域福祉推進主体と地域包括支援センターや市、その他専門的な相談支援機関等との連携を強化し、支援が必要な人に対する支援方法や地域での解決が困難な課題などについて情報共有を図ります。
高齢者の地域での孤立防止への取組の推進 【高齢者・地域福祉課】	高齢化の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者世帯が増加する一方、地域力の低下により、高齢者の地域での孤立が問題となっています。そのため、地域見守り協力員、民間事業者等と連携し地域の見守り体制の強化を図るとともに、ひとり暮らし高齢者などの健康状態の確認や安否確認、閉じこもり予防のための生活支援サービスなどの提供により、孤立防止への取組を推進します。
生活支援体制の整備 【地域包括支援課】	市全域と15の日常生活圏域ごとに生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置します。また、定期的な情報の共有や連携強化の場である協議体を設置し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に行います。

【今後の目標】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、民生委員・児童委員などによる声かけ・見守り訪問活動や担い手の育成を通じ、地域全体で取り組む体制づくりを計画的に進め、地域住民や関連団体と連携して地域福祉推進の協働の確立に努めます。

また、今後より一層、地域福祉推進主体と地域包括支援センターや市、その他専門的な相談支援機関等との連携を強化し、支援が必要な人に対する情報等を共有することで、高齢者の孤立防止や住民主体の通いの場の充実による介護予防の推進、地域での生活支援に資する活動の創出を目指します。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域見守り協力員数(人)	465	500	500	500
見守り協定事業者数(事業者数)	16	17	17	17
住民主体の通いの場の参加人数(人)	6,716	7,444	8,172	8,900

2. 生活支援

【現状と課題】

今後、団塊の世代が75歳以上となる2025年や、高齢者数がピークに達する2040年に向け、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症高齢者が増加すると考えられています。それに伴い、介護を取り巻く問題も多様化していくことから、高齢者が生活を送っていく上でのニーズも急増・多様化すると予測されます。

本市でも介護負担の軽減を図るため、多様化していくニーズに応じて適切なサービスを提供できるよう、サービス内容の充実や各種サービスの情報の周知等に努めていく必要があります。

(1) 生活支援サービスの充実

取組	主な事業内容
在宅理美容サービス事業 【高齢者・地域福祉課】	市内に居住する65歳以上の寝たきり状態か、外出が困難な高齢者を対象に、年2回、理容師又は美容師が訪問し、頭髪のカットを行う事業を実施しています。
緊急通報システム 【高齢者・地域福祉課】	緊急時にペンダント型送信器を押すことで警備会社の職員が駆け付けて必要な措置を行います。
日常生活用具給付 【高齢者・地域福祉課】	電磁調理器、火災警報器、布団乾燥機を給付します。
高齢者補聴器購入費の助成 【高齢者・地域福祉課】	高齢者が安心して暮らすため、また、高齢者の社会参加及び地域交流を支援するため、補聴器購入費の一部を助成します。
配食サービス 【地域包括支援課】	市内に居住する65歳以上の高齢者のみの世帯、これに準ずる世帯に属する高齢者に対し、定期的に居宅を訪問して栄養バランスのとれた食事を提供するとともに、利用者の安否確認を行います。
高齢者紙おむつ給付 【地域包括支援課】	市内に居住する65歳以上の常時失禁状態にある寝たきり高齢者又は認知症高齢者を対象に、紙おむつを給付しています。
家族介護教室 【地域包括支援課】	市内に居住する高齢者を介護している家族などを対象に、介護方法等についての知識又は技術を習得させるための教室を開催します。
高齢者世話付き住宅 生活援助員派遣事業 【地域包括支援課】	高齢者世話付き住宅（シルバーハウジング）に入居するひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯に対し生活援助員を派遣し、生活に関する指導及び相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応、関係機関等との連絡、その他日常生活上必要な援助を行います。

【今後の目標】

高齢者の安全と家族介護者の負担軽減を図るとともに、高齢者が地域社会の中で自立し、快適な日常生活を送ることができるよう、心身の健康の維持増進を図るための様々なサービスを提供します。

介護を取り巻く問題が多様化している現状も鑑み、今後も各種サービスの充実に努め、多様化するニーズに応じた適切なサービス提供のための体制づくりを進めていきます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
高齢者在宅理美容サービス事業利用回数 (回)		178	178	178	178
ペンダント式緊急通報装置の貸出台数 (台)		618	618	618	618
日常生活用具給付件数 (件)		66	66	66	66
高齢者補聴器購入費助成事業 助成件数 (件)		75	75	75	75
家族介護教室	開催数 (回)	8	8	8	8
	参加人数 (人)	160	160	160	160

(2) 自立生活のための住まい・居住環境の整備

取組	主な事業内容
生活支援ハウス事業 【高齢者・地域福祉課】	60歳以上のひとり暮らしか夫婦のみの世帯で、独立して生活することに不安のある方に一定期間住居を提供し、介護支援機能、居住機能及び交流機能を総合的に提供します。
軽費老人ホーム運営補助事業 【高齢者・地域福祉課】	主に低所得者層に属する身寄りのない高齢者に生活の場所を提供し、介護保険による在宅サービス等を行っている和歌山市内のケアハウス（軽費老人ホーム）9施設（8法人）に対し、安定した経営が行えるよう運営補助金を交付し、高齢者福祉の向上を推進しています。
養護老人ホーム事業 【高齢者・地域福祉課】	環境上の理由及び経済的理由により自宅で生活する事が困難な65歳以上の高齢者について、必要に応じて養護老人ホームへ入所措置を講じます。
有料老人ホーム 【高齢者・地域福祉課】	届出事務及び未届施設を含む有料老人ホームに対する指導・監査の事務を行います。
サービス付き高齢者向け住宅事業 【高齢者・地域福祉課】 【住宅政策課】	サービス付き高齢者向け住宅について、市内で同住宅を整備する事業者に対し、事業者の参入動向を把握し、市民に情報提供するとともに、市内で同住宅を整備する事業者に対し、法律に定める基準などに適合した適正な整備が行われるよう指導・助言を行います。
高齢者住宅改造助成事業 【高齢者・地域福祉課】	市内に居住する65歳以上で要支援・要介護認定を受けており、市民税非課税世帯もしくは生活保護世帯に属する方に対し、住みやすい又は介護しやすい居住環境を整備するために必要な費用の一部を助成します。
市営住宅の整備 【住宅第1課】 【住宅第2課】	老朽化の進んでいる市営住宅について計画的な建替えを実施し、適切な住戸規模や設備の確保を進めることで、高齢者や障害者も安心して快適に暮らすことができる住環境を整備します。

【今後の目標】

高齢者が住み慣れた地域で、安心、安全に自立した生活を送るための基盤となる住まいの確保や居住環境の整備を進めていきます。また、令和7年度には岡崎団地新3号棟建設工事、令和8年度には新栄谷団地建設工事に着手する予定となっています。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援ハウスの年度末の入居者数(人)	86	86	86	86
住宅改造助成件数	22	22	22	22

3. 認知症支援

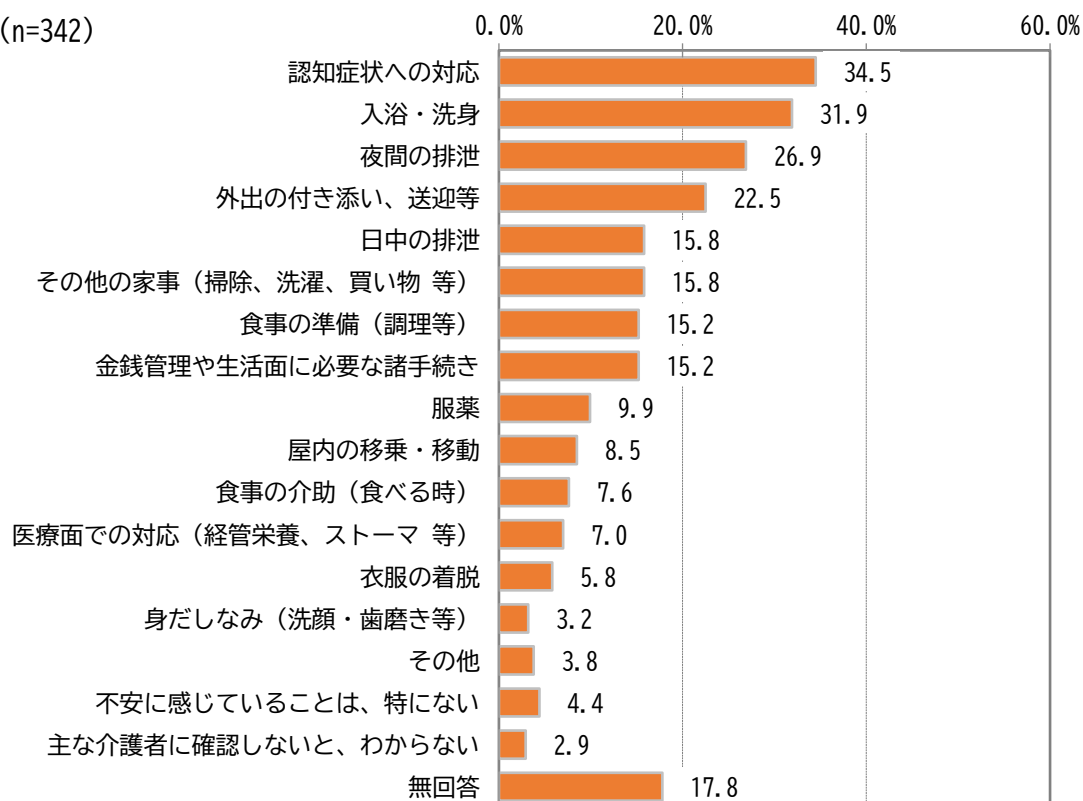
【現状と課題】

本市の認知症施策については、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する認知症施策推進大綱の基本的な考え方にに基づき、認知症に関する正しい知識の普及啓発や本人発信の支援、早期発見・早期対応のための体制整備、認知症カフェ（オレンジカフェ）をはじめとする通いの場の充実等に取り組んでいます。

一方で、高齢化の進展に伴い、認知症の人は増加し続けています。加えて、近年では、物忘れはあるが日常生活に支障はなく、正常と認知症の中間と言える軽度認知障害（MCI）への注目も高まっています。在宅介護実態調査では、現在の生活を継続するに当たって、主な介護者の方が不安を感じる介護等について尋ねたところ、「認知症状への対応」と回答した人の割合が最も多く、3割以上の介護者が認知症の人を介護することに対して不安を感じています（図表 14）。

今後は、共生社会の実現を推進するための認知症基本法と国が定める認知症施策推進基本計画の趣旨を踏まえ、認知症キャラバンメイトや認知症サポーターとの一層の連携強化に努めるとともに、認知症カフェや民間のサービスと連携した取組を進めることで、認知症の人やその家族が気軽に悩みを打ち明けることができ、認知症になっても安心して生活を続けることができる地域づくりを目指します。

図表 14 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安を感じる介護等
(n=342)



(1) 認知症に関する普及啓発

取組	主な事業内容
認知症サポーター養成講座 【地域包括支援課】	認知症に対して正しい知識と理解を持ち、認知症の人やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成するため、認知症サポーター養成講座を開催します。
認知症ケアパス 【地域包括支援課】	認知症の状態に応じた適切な医療や介護サービス提供の流れを記載した認知症ケアパスを作成し、関係機関や市民へ配布します。

【今後の目標】

認知症の予防や早期発見、早期治療には、認知症に対して正しく理解することが重要であるため、市民に向けて認知症サポーター養成講座等の実施や、認知症ケアパスの配布、各種啓発イベントの実施等を引き続き行います。

認知症サポーター養成講座の実施に当たっては、学校、教育委員会、民間企業等との連携を深め、より広範な受講機会を設けることで、普及啓発の一層の強化を目指します。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポーター養成講座 累計受講者数(人)	30,000	33,000	36,000	39,000

(2) 認知症予防・早期発見・早期対応のための取組の推進

取組	主な事業内容
認知症相談支援体制の充実 【地域包括支援課】	各地域包括支援センターで、医師による認知症相談を定期的を実施し、認知症に対する正しい知識の普及や認知症の予防や早期発見・対応を行います。
認知症初期集中支援チーム 【地域包括支援課】	認知症初期集中支援チームは、2名以上の医療と介護の専門職と認知症に係る専門的な知識・技能を有する専門医で構成されており、認知症の疑われる人、認知症の人やその家族を訪問し、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的・集中的に行い、自立生活のサポートを行います。

【今後の目標】

本市では、各地域包括支援センターで毎月1回、医師による認知症相談を実施するなど、認知症に対する正しい知識の普及や認知症の予防や早期発見に対する取組を行っています。

認知症に不安のある人が今後も増加すると考えられることから、本人やその家族が地域で孤立することがないように、引き続き認知症相談の周知に努めるとともに、認知症相談を通じて、本人や家族のニーズを抽出し、認知症の予防や早期発見・早期対応となる方策の検討を行います。

近年注目が高まっているMCIについては、県と連携し、MCIの状態にある高齢者等が参加できる居場所を広く周知するなど、認知症の発症を遅らせる取組を推進します。また、認知症初期集中支援チームをより効果的に運用することができるよう、支援チームの活動の周知、地域包括支援センターとチーム員の連携の強化等に努めます。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症相談の相談件数(件)	45	48	48	48
認知症初期集中支援チームによる新規訪問支援者数(人)	3	6	6	6

(3) 認知症の人や介護家族に対する効果的な支援

取組	主な事業内容
認知症高齢者等ネットワークの構築 【地域包括支援課】	認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備に向けて、フォローアップ研修やステップアップ研修の内容を検討します。
認知症の人の家族介護者への支援 【地域包括支援課】	見守り支援員派遣事業、ピアカウンセリングのつどいを通じて、認知症の人やその家族の精神的負担や不安を解消、軽減します。
認知症の人（本人）や家族の視点の重視 【地域包括支援課】	認知症カフェを本市の区域内において新規開設する法人又は団体に対して、認知症カフェの普及のため運営費用を補助します。
認知症対応型共同生活介護事業所の整備 【介護保険課】	認知症と診断された高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、認知症対応型共同生活介護の整備に努め、認知症高齢者に対するサービスの充実を図ります。
認知症要配慮者見守り端末貸与事業 【地域包括支援課】	外出などに不安がある高齢者の家族に対し、位置情報を記録することができる見守り端末を一定期間貸与し、端末の機能等を確認していただくとともに、当該見守り端末を用いたサービスの導入促進を図ります。

【今後の目標】

認知症キャラバンメイトや認知症サポーター、警察、地域の関係団体などと連携したネットワークの構築に努め、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターをつなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築を目指します。

また、認知症の人やその家族が交流したり本人の声を発信したりすることができる場の充実、民間のサービスと連携した支援ツールの導入促進等に取り組むとともに、認知症対応型共同生活介護の整備に努めることで、サービスの充実を図ります。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症カフェ	開設数（か所）	13	15	17	19
	運営費用補助事業者数 （事業者）	0	2	2	2

4. 高齢者権利擁護

【現状と課題】

高齢者が安心して、尊厳を持って暮らしていくためには、高齢者やその家族、さらには地域社会全体が、高齢者の人権や財産等を守るための知識や理解を深めることが重要です。

本市では、平成19年2月に「和歌山市高齢者虐待防止・対応マニュアル」を作成し、よりシンプルにわかりやすい構成となるよう平成29年3月に改正を行いました。また、「和歌山市人権擁護推進員研修」を行うなど、権利擁護の推進に努めてきました。

今後も、地域包括支援センターが実施する各種相談窓口の充実や成年後見制度の利用促進など、高齢者の権利擁護の視点に立った取り組みを引き続き推進します。

(1) 成年後見制度の充実

取組	主な事業内容
成年後見制度利用支援 【高齢者・地域福祉課】	本人や四親等内の親族などが成年後見審判の申立てができない場合は、市長が申立てを行い成年後見制度の利用を支援します。市長が申立てを行った場合で、申立ての費用や成年後見人などに対する報酬の支払いが困難な高齢者に対し、費用の助成を行います。
成年後見制度利用促進 【高齢者・地域福祉課】	制度の利用促進を図るための広報、相談対応、申立て支援等を行う中核機関の運営及び専門職団体、関係機関を含めた協議会の運営を行います。

【今後の目標】

認知症・知的障害・精神障害などにより判断能力が不十分な高齢者の権利を守ることができるよう、成年後見制度の利用支援や普及啓発に努めます。また必要に応じ、申立てや報酬の助成を講じます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用 促進	ケース検討会議 (回)	10	10	10	10
	成年後見連携ネッ トワーク会議(回)	1	1	1	1

(2) 高齢者虐待防止に向けた取組の推進

取組	主な事業内容
虐待対応・支援体制の充実 【高齢者・地域福祉課】	高齢者虐待を発見した場合、「和歌山市高齢者虐待防止・対応マニュアル」に基づき対応を図り、必要に応じてやむを得ない事由による措置や成年後見制度などの活用を検討します。 また、保健・福祉・医療・警察などの関係機関との連携を強化します。
高齢者虐待に関する普及啓発 【高齢者・地域福祉課】	高齢者虐待に関する研修会を開催するほか、個別研修会に講師の派遣を行います。また福祉関係者の見識を深めるため、虐待防止ネットワーク会議で虐待事例についてグループワークを行います。
高齢者施設における虐待防止 【高齢者・地域福祉課】	介護サービス事業者及び介護サービス事業所に対して、高齢者の人権擁護と虐待の防止を目的に、養介護施設従事者や養介護施設設置者などの義務、その他高齢者虐待防止等のための措置などを議題に、施設虐待防止研修を行います。

【今後の目標】

本市では、虐待防止のための研修会を開催するほか、各事業者から依頼があれば、個別研修会に講師の派遣を行うなど、高齢者虐待防止に向けた取り組みを推進してきました。

高齢者虐待の未然防止や早期発見のため、高齢者虐待に関する啓発や関係機関との連携強化、相談体制の充実および支援体制の整備に努めます。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
虐待防止ネットワーク会議の開催(回)	1	1	1	1

基本方針 2 高齢者が心身ともに健康な生活を送ることができるまちづくり

1. 健康づくり・介護予防（フレイル対策）

【現状と課題】

高齢者が心身ともに健康な生活を送るための健康寿命の延伸には、高齢期に至る前から市民一人ひとりが主体性を持って継続的に健康づくりに努めるとともに、高齢者自身も積極的に介護予防に関する知識や運動習慣を身に付けることが重要です。

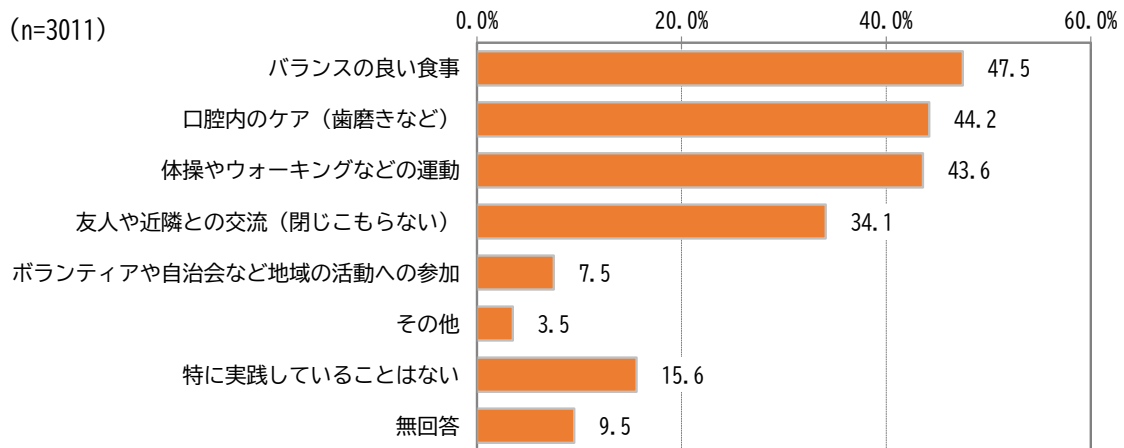
本市では、これまで、地域において自主的な介護予防に関する活動が行われ、高齢者が積極的にこれらの活動に参加できる地域社会の構築を目指し、介護予防に関する知識の普及や、地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を推進してきました。

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、介護予防の取組で実践していることを尋ねたところ、「バランスの良い食事」、「口腔内のケア（歯磨きなど）」、「体操やウォーキングなどの運動」の項目で4割を超えており、各々で健康に関しての取組を実施していることが分かる一方、「特に実践していることはない」との回答した人も少なからず存在していました（図表 15）。

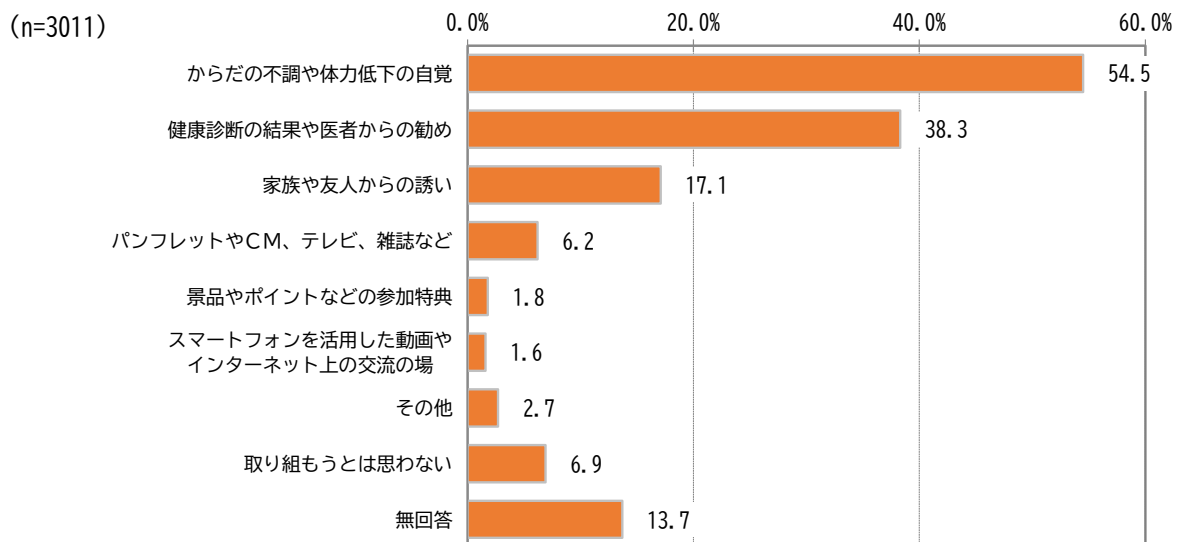
また、介護予防に取り組む（又は取り組んだ）きっかけを尋ねたところ、「からだの不調や体力低下の自覚」に次いで、「健康診断の結果や医者からの勧め」、「家族や友人からの誘い」といった、第三者からの勧奨や助言が挙げられました（図表 16）。

これらを踏まえ、今後も、健康づくりや介護予防を推進するために意識啓発を進めるとともに、住民主体の通いの場の充実に向け、体操を中心とした自主グループの立ち上げ支援や活動継続支援の取組を強化します。また、新たな取組として、専門職による短期集中型通所サービスを実施します。

図表 15 介護予防の取組で実践していること



図表 16 介護予防に取り組む（又は取り組んだ）きっかけ



(1) 生涯を通じた健康づくりの推進

取組	主な事業内容
健康づくり（運動） 推進事業の実施 【地域保健課】 【国保年金課】	気軽にできるウォーキングなどで健康づくりに取り組む動機付けや運動の習慣化に向けた普及啓発を行います。また、生活習慣病予防のため、国保運動教室を開催し、運動の知識や技術を学ぶ機会を提供します。
地域住民主体の 健康づくりの推進 【地域保健課】	保健師や管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が、講演の依頼や相談に応じて教育・相談を実施し、市民グループ及び地区組織などの健康づくり活動を積極的に支援します。
健康教育の実施 【地域保健課】	保健センターや地区公民館等において、保健師や管理栄養士、歯科衛生士等が、地域の特性や市民のニーズに応じた内容で、健康に関する正しい知識の伝達及び運動実践や食生活の在り方・口腔衛生等について教室を開催します。
健康相談の実施 【地域保健課】	保健師や管理栄養士・歯科衛生士等が、心身の健康についての相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行います。
がん検診 【地域保健課】	医療機関での個別検診および検診バスを利用した集団検診を行います。
高齢者の保健事業と介護予防 の一体的実施 【保険総務課】 【地域包括支援課】 【国保年金課】 【地域保健課】	和歌山県後期高齢者医療広域連合等との連携のもとで高齢者に対する個別的支援（ハイリスクアプローチ）や通いの場等への積極的な関与等（ポピュレーションアプローチ）を行う。

【今後の目標】

高齢者の健康づくりに対する意識を高めていくためには、健康に関する各種講座等を効果的に実施し、健康に対して考える機会を提供していくことが重要です。

住民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくり活動の推進に向け、今後も健康づくりに関する情報提供の機会や場の提供に努め、健康寿命の延伸を図ります。

また、がんや生活習慣病の重症化予防など、重症化リスクの高い高齢者に対する個別的支援の実施、通いの場等で活動している健康な高齢者への積極的な関与により、介護サービスや保険外サービスなど必要な地域資源へのつなぎ合わせを行い、高齢者の健康や介護予防に対する支援を行っていきます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
運動プログラム開催数(回)		80	80	80	80
地域組織主体の健康づくり活動の実施回数(回)		6	30	30	30
健康に関する教室の開催回数(回)		22	100	100	100
健康相談の開催回数(回)		170	200	200	200
がん検診	胃がん検診受診率(%)		10	10	10
	肺がん検診受診率(%)		10	10	10
	大腸がん検診受診率(%)		10	10	10
	子宮頸がん検診受診率(%)		20	20	20
	乳がん検診受診率(%)		20	20	20
ハイリスクアプローチ(個別支援)(人)		30	400	検討中	検討中
ポピュレーションアプローチ (通いの場への関与)(グループ数)		3	114	検討中	検討中

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

(2) 介護予防の推進

取組	主な事業内容
介護予防・生活支援サービス 【地域包括支援課】	従前相当サービス(旧介護予防訪問介護及び旧介護予防通所介護に相当するサービス)と基準などを緩和した緩和型サービスを訪問及び通所でそれぞれ実施するとともに、リハビリ専門職により提供される短期集中型通所サービスを新たに実施します。
WAKAYAMA つれもて健康体操 【地域包括支援課】	週1回以上の体操を続けたいと考えているグループ(5人以上)に対して、リハビリ専門職を4回派遣し、健康講座、体操指導、体力測定など自主グループ活動の立ち上げ支援を行います。 3か月後、1年後に体力測定を実施し、運動の効果等評価するとともに、グループ間で情報交換等を行う交流会を開催し、自主グループ活動の継続を支援します。 また、長年継続して活動しているグループを対象に表彰式を開催し、モチベーションの維持・向上を図ります。
わかやまシニアエクササイズ 【地域包括支援課】	体験会や養成講座を通して、自主グループ立ち上げ支援を行います。また、現在活動しているグループに対してはフォローアップ研修会の開催や、戸別訪問などを行い、活動の継続を支援するとともに、長年継続して活動しているグループを対象とした表彰式の開催を通じて、参加者のモチベーションの維持・向上を図ります。

【今後の目標】

WAKAYAMA つれもて健康体操とわかやまシニアエクササイズの普及啓発については、住民の身近な場所での体験会の開催などを通じ、新規立ち上げグループの一層の増加を目指します。

また、既存のグループに対しては、交流会やフォローアップ研修会での新しい介護予防に関する情報発信や各グループへの訪問時の技術的な助言、表彰式の開催などを行うことで、すべてのグループの活動継続を目指します。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
WAKAYAMA つれもて 健康体操	グループ数(グループ)	130	150	170	190
	人数(人)	1,300	1,500	1,700	1,900
わかやま シニアエク ササイズ	グループ数(グループ)	110	120	130	140
	人数(人)	2,100	2,300	2,500	2,700

2. 生きがい・社会参加

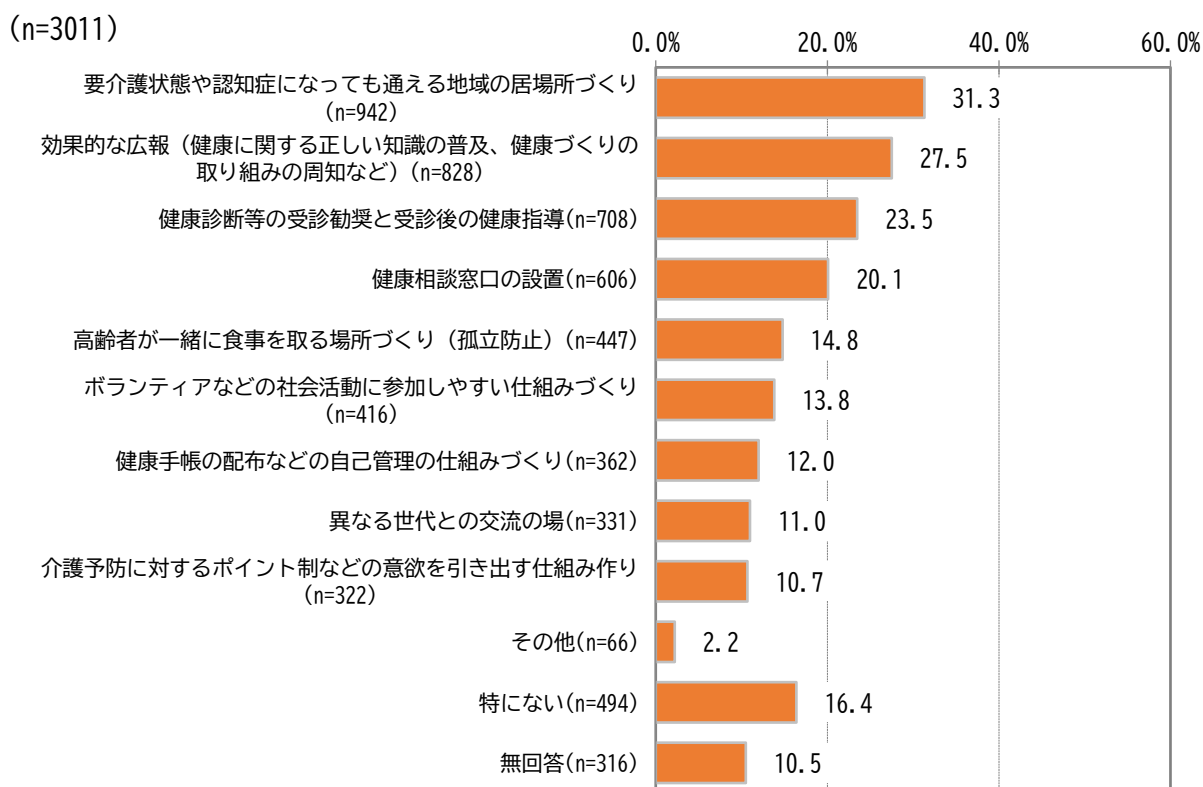
【現状と課題】

高齢者が心身ともに健康な生活を送るためには、身体の健康を維持することはもちろん、地域の居場所を充実するとともに社会参加の場を持つなど生きがいを持って活躍できるよう、社会参加活動を推進することが重要です。

日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の介護予防・健康づくりを促す取組として、どのような施策があるとよいか尋ねたところ、「要介護状態や認知症になっても通える地域の居場所づくり」と回答した人の割合が31.3%と最も高くなっています（図表 17）。

今後も、地域活動等への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げる取組を推進するとともに、それぞれの地域での居場所を充実していく必要があります。

図表 17 介護予防・健康づくりを促す取組として、どのような施策があるとよいか



(1) 自主的な活動（高齢者の居場所づくりや地域活動）への支援

取組	主な事業内容
老人クラブ活動の支援 【高齢者・地域福祉課】	和歌山市内の老人クラブに、各クラブの会員数に応じた補助金を交付します。
つどいの家の運営助成 【高齢者・地域福祉課】	市民の方々の空き部屋等を活用し、憩いの場として、手芸、カラオケ、囲碁、体操など生きがいづくりと交流をすすめるための様々な活動を定期的に行います。
西庄ふれあいの郷 【高齢者・地域福祉課】	ハーブ園、ゲートゴルフ場（9ホール）、多目的広場などを備えた「西庄ふれあいの郷」を、高齢者のみならず幅広い市民が利用しやすい施設となるよう整備・拡充を図るとともに、催し物の充実や施設の普及啓発に取り組みます。
世代間交流の促進 【学校教育課】 【保育こども園課】	行事やレクリエーション、高齢者施設の訪問等により、子どもと地域の高齢者の世代間交流を行います。

【今後の目標】

老人クラブやつどいの家等に参加し、様々な人とのふれあいや交流を行うことは、高齢者の生きがいや居場所づくりにつながります。昨今のライフスタイルの多様化や近所付き合いの希薄化等により年々地域コミュニティとのつながりを希望する人が減少している現状も鑑み、ふれあいや交流の機会づくりが重要となってきます。

高齢者のニーズを捉えながら、講座やイベントの開催、市民大学・老人クラブの活性化など、高齢者の活動のきっかけづくりを推進します。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
つどいの家の年度末設置数（箇所）		20	20	20	20
西庄ふれあいの郷	ゲートゴルフ場利用者数（人）	10,000	10,000	10,000	10,000
	多目的広場利用者数（人）	1,000	1,000	1,000	1,000
	ハーブ園利用者数（人）	13,000	13,000	13,000	13,000

(2) 生涯学習及びスポーツの振興

取組	主な事業内容
生涯学習のための 拠点の整備充実 【生涯学習課】	市内7か所のコミュニティセンターで趣味活動や芸術活動、学習活動等の教室を開設し、学習機会を提供します。
和歌山市市民大学 (学習機会の提供) 【生涯学習課】	1年制及び2年制の講座によって、1年を通じて約16回の授業を実施します。年度末には、卒業式と合わせて学習成果を披露する作品展と発表会を開催します。
学習情報の提供 【生涯学習課】	さまざまな分野で知識や技能・経験を持ち、ボランティアの精神で指導や援助できる人材の情報を「和歌山市生涯学習人材バンク登録者名簿」に掲載し、指導者や講師を探す個人や団体に紹介します。
高齢者スポーツ活動の振興 【スポーツ振興課】	子供から高齢者まで気軽に参加できる「和歌山市生涯スポーツ交流大会」を開催し、世代間交流につながるスポーツの普及を図ります。

【今後の目標】

市内7か所のコミュニティセンターでは、趣味活動や芸術活動、学習活動等の教室を開設し、学習機会を提供しています。第8期期間中は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、自主事業の中止や利用者の自粛などにより利用者数が減少していましたが、徐々に利用者数が戻りつつあります。

高齢者が集い、学び、語り合いながら教養を高め、潤いのある生活となるために生涯を通じた学習機会を提供していきます。

スポーツに接する機会を提供し、技術面・健康面のレベルアップや市民交流の推進のため、「いつでも」・「どこでも」・「だれでも」をモットーとする手軽にできるニュースポーツの普及等に努めます。また、地域住民により自主的・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブは、子供から高齢者まで(多世代)、様々なスポーツを愛好する人々が(多種目)、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる(多志向)という特徴を持ち、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動においても重要な基盤となるため、総合型地域スポーツクラブに対する市民の関心を高め、積極的な利用が図られるよう、活動活性化に向けた支援など連携を進めます。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
コミュニティセンター利用者数(人)	500,000	510,000	520,000	530,000
市民大学講座受講者数(人)	536	500	525	550
和歌山市生涯スポーツ交流大会参加者数(人)	1,600	1,800	1,900	2,000

(3) 生きがい活動を促進するための支援の充実

取組	主な事業内容
老人優待利用券 【高齢者・地域福祉課】	市内に居住する65歳以上の高齢者に、市内の公共施設などを無料又は割引料金で利用できる優待券を交付します。
元気70パス (交通機関や公衆浴場のサービスを提供) 【高齢者・地域福祉課】	市内に居住する70歳以上の高齢者に、交通機関や公衆浴場を割引利用できる「元気70パス」のサービスを提供します
高齢者など地域住民に対する表彰 【高齢者・地域福祉課】	高齢者が生涯を健康で、生きがいを持って社会活動できるような振興大会を開催し、豊かで活力のある長寿社会を目指します。

【今後の目標】

本市では、高齢者の生きがいづくりや社会参加を促進するために老人優待利用券や元気70パス等の事業を推進してきました。

高齢者の孤立を防止する観点からも、今後も趣味等の生きがい活動を促進するために機会の提供や情報の提供に努めます。

また、高齢者が生涯を健康で、生きがいを持って社会活動できるような、豊かで活力のある長寿社会を目指し、引き続き表彰事業を実施します。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
元気70 パス	バスカード及び駐車場 利用券(枚)	6,000	6,000	6,000	6,000
	公衆浴場回数券(枚)	16,000	16,000	16,000	16,000

(4) 就労や社会活動への支援

取組	主な事業内容
就労機会の確保 【産業政策課】	補助金の交付等を通じて、和歌山市シルバー人材センターの活動を支援します。
NPO・ボランティア活動への参加促進 【自治振興課】	市民公益活動団体の「活動拠点」、「情報収集場所」、「交流の場」等の提供を行うなど活動を支援します。

【今後の目標】

ライフスタイルの変化等により、就労を希望する高齢者は増加しつつあります。高齢者の就労やボランティア活動への参加は、高齢者の生きがいづくりや居場所づくりにつながります。今後も高齢者の働く意欲に応じた就労の場を、企業へ的高齢者雇用の周知等を行うことで確保するとともに、地域活動への参加を促進しながら、高齢者の活躍の場を広げることができるよう努めます。

3. 保健医療

【現状と課題】

昨今、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることについて関心が高まり、在宅医療の充実や介護と医療の連携等がより一層求められています。

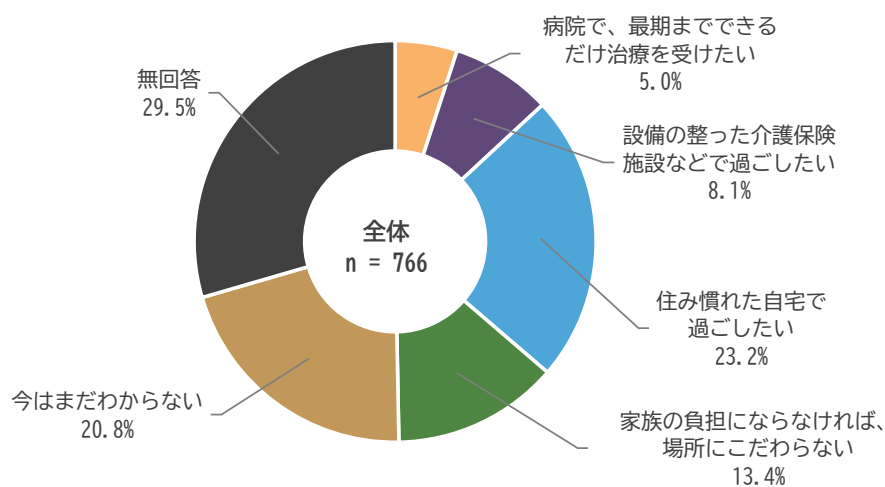
「在宅医療」とは高齢になっても、病気になっても、障害があっても、住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、「入院医療や外来医療、介護・福祉サービスと相互に補完しながら、患者の日常生活を支える医療」のことで、地域包括ケアシステムを支える不可欠な要素となっています。

国の「在宅医療の体制構築に係る指針」においては、在宅医療の提供体制に求められる医療機能として、「退院支援」「日常の療養生活支援」「急変時の対応」「在宅での看取り」の4つの機能が示されています。

在宅介護実態調査では、看取りについて尋ねたところ、「住み慣れた自宅で過ごしたい」と回答した人の割合が23.2%と最も高くなっており、本市でも、住み慣れた場所で最期を迎えることを希望する高齢者は少なくないことが考えられます（図表18）。

高齢者の多くは基礎疾患を抱えており、日常的に医療機関を受診している人がほとんどです。加齢に伴う疾患の増悪や身体機能の低下により、入院が必要になることも珍しくありません。入退院を契機に、心身機能が低下し、日常生活において介護保険サービスが必要になることも多く、高齢化の進展により、医療と介護の両方の支援を受ける人が増加していきます。高齢者が住み慣れた地域や自宅で、できる限り安心して尊厳ある暮らしを続けることができるようにするためには、個々の高齢者のニーズや状態の変化に応じて医療と介護が切れ目なく提供されることが必要です。

図表 18 自身の看取りは、どのようにしてもらいたい



(1) 保健医療体制等の充実

取組	主な事業内容
初期救急医療体制の充実 【総務企画課】	和歌山市夜間・休日応急診療センターを運営し、高齢者に対し、初期救急医療を提供します。また、和歌山県救急医療情報センターと協力し、医療機関の正確な情報を提供することで、患者の症状に応じた適切な医療が受けられる体制を維持します。
長期療養を要する難病患者への相談支援 【保健対策課】	医療相談会、訪問相談を実施し、患者と家族の身体や精神状況、生活環境面の課題を把握して、個々の患者に応じた療養生活の支援を行います。
障害者施策との連携・調整 【障害者支援課】	「65歳以上(特定疾病による場合は40歳以上)の障害者」に対して、介護保険制度による介護サービス以外に障害者特有の福祉サービス等を障害者総合支援法等に基づき給付を行います。対象者が介護保険制度移行後に利用した特定の介護保険サービスの利用者負担を償還(新高額障害福祉サービス等給付費)します。

【今後の目標】

和歌山市夜間・休日応急診療センターを運営し、夜間・休日における急な病気に対応する体制を充実していくほか、長期療養を要する難病患者等への相談支援体制を整備していきます。

また、障害者施策と十分に連携を図り、適切なサービスの提供を行います。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療相談会実施回数(回)	1	1	1	1

(2) 在宅医療と介護の連携

取組	主な事業内容
在宅医療提供体制の充実 【地域包括支援課】 【総務企画課】	関係機関や多職種との連携を行うことで、医療と介護の課題抽出・対応策の検討を行い、住み慣れた地域で療養できる切れ目のない支援体制の充実を図ります。
在宅医療・介護連携に関する相談支援 【地域包括支援課】	在宅医療と介護の連携を支援する専門機関として、和歌山市医師会在宅医療サポートセンターと和歌山市在宅医療・介護連携推進センターを設置し、医療及び介護に関する相談に対応します。両センターでは、必要に応じて退院の際の医療関係者と介護関係者との連携調整を行うとともに、利用者・患者又は家族の要望を踏まえ、地域の医療機関や介護事業者の紹介等も行います。
地域住民への普及啓発 【地域包括支援課】	在宅医療や介護に関する市民を対象とした講座等の開催やパンフレット等の作成により、市民の在宅医療・介護連携への理解を促進します。
医療・介護関係者の情報共有の支援 【地域包括支援課】	医師とケアマネジャーとの情報共有ツール「ケアマネタイム」を整備するとともに、入退院時の情報連携についてまとめた「わかやま市退院支援ルール」の策定、施設入所者等の救急搬送時の情報提供シートの作成などを行い、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援します。
医療・介護関係者の研修 【地域包括支援課】	地域の医療・介護関係者の連携体制構築を目指し、多職種研修会を開催します。また、地域の医療関係者への介護に関する研修、介護関係者への医療に関する研修等を行います。
医療系の介護サービスの充実 【介護保険課】	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護など、医療を含む介護保険サービスの整備に努め、医療と介護の両方を必要とする高齢者に対するサービスの充実を図ります。

【今後の目標】

さらなる高齢化の進展に伴い、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自宅等の住み慣れた地域で、安心して自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、医療及び介護の関係団体が連携し、在宅医療と介護連携の現状把握と課題の抽出、対応策等の検討を行い、切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築を目指します。

和歌山市医師会サポートセンターや市内5箇所に設置されているわかやま市在宅医療介護連携推進センターにおける相談窓口についての周知を行い、市民だけでなく、医療・介護関係者の利用促進に努め、相談支援の充実を図ります。さらに、多職種研修会を開催し、医療機関と介護サービス事業所等関係者間の連携・協働を深めます。

在宅医療に関する正しい知識と理解が浸透し、終末期における選択肢の一つとして認識されるよう、人生会議など在宅医療や介護に関する市民を対象とした講座等の開催、パンフレット等の作成により、市民の在宅医療・介護連携への理解を促進します。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
入院時情報提供率 (%)		70	73	76	79
退院調整率 (%)		85	85	86	87
在宅医療・介護連携推進センター主催の研修会	開催回数(回)	20	25	30	35
	参加延べ人数(人)	500	550	600	650
和歌山市医師会在宅医療サポートセンター主催の研修会	開催回数(回)	5	5	5	5
	参加延べ人数(人)	250	260	270	280

基本方針3 高齢者が安心して安全に暮らすことのできるまちづくり

1. 環境・住まい

【現状と課題】

制度・分野ごとの「縦割り」や、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会を「地域共生社会」と定義しています。近年、介護と育児の問題を同時に抱える人（ダブルケア）や80代の親と働いていない50代の子が同居する生活困窮世帯（8050問題）、要介護状態の家族の介護を担わざるを得ない子どもや若者（ヤングケアラー）など複合的な課題を抱える家族が増えており、従来の枠組みでは適切な対応がしづらい事例が増加しています。

支援を必要とする高齢者が増え続ける一方で、支え手となる現役世代が減少していくことから、公的サービスだけではなく、地域で暮らす人たちが共に支え合うことが重要です。

今後も、福祉教育やボランティアの育成等の心のバリアフリーを推進していく一方で、公共施設や住居等のハード面でのバリアフリーを共に推進していく必要があります。

(1) 心のバリアフリーの推進

取組	主な事業内容
福祉教育の推進 【学校教育課】	高齢者に対して、敬愛と思いやりを持って接することができるよう、「特別の教科道徳」を中心に学校の教育活動全体を通じて、多様性を認め、ともに生きる力の育成を目指します。
児童生徒によるボランティア活動の普及 【学校教育課】	児童・生徒が、互いに支え合う態度を身に付けることができるよう、コミュニティ・スクールの取組を推進し、地域の人々や、保護者と協力しながら、計画的に清掃活動等のボランティア活動に取り組んでいきます。
体験的な学習の充実 【学校教育課】	児童・生徒が、高齢者や障害者など、周りの人々の多様なあり方を認め、支え合う態度を身に付けるため、今後も積極的に体験的な学習を導入し、取り組んでいきます。

【今後の目標】

地域の人が手を取り合い、共に支えあう地域共生社会の実現を目指します。

また、家庭・学校・地域などが連携し、ボランティア活動や体験学習等の福祉教育を通じて、児童生徒のやさしさや思いやりの心を育てていきます。

(2) 人にやさしいまちづくりの推進

取組	主な事業内容
公共的な建築物の バリアフリー化 【建築指導課】	公共的な施設のバリアフリー化を推進するため、施設の新築時等における届出において、和歌山県福祉のまちづくり条例に適合しているか審査及び検査を行います。また、市のホームページにおいても条例、規則、設計マニュアル、申請書式等を掲載し、周知を行います。
公共交通機関の整備・維持 【交通政策課】	バス事業者に対し、赤字路線についての補助金の交付を行います。鉄道駅のバリアフリー化に対し、補助金の交付を行います。地域バス運営事業及びデマンド型乗合タクシー運営事業に対し、補助金交付等を行います。
交通安全の意識啓発 【地域安全課】	交通事故防止のための啓発活動や交通安全教育を実施します。高齢者に対して、関係機関と連携して高齢者の集まりなどで高齢者ドライバーの交通事故を防止するために啓発チラシの配布や街頭啓発を実施します。
交通安全施設などの整備 【道路管理課】	高齢者などの交通弱者の安全確保のため、交通安全施設設置工事、区画線設置、道路反射鏡設置及び修繕、交差点マーク設置を行います。

【今後の目標】

高齢者や障害者、子どもなど市民の誰もが利用しやすい環境を整備するために、今後も公共施設のバリアフリー化や公共交通機関の維持・整備等に努めます。

また、交通安全教室や高齢者の集まりなどで高齢者ドライバーの交通事故を防止するために啓発チラシの配布を行い、交通事故防止に努めます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
交通安全 施設など の整備	交通安全施設設置工事(件)	40	40	40	40
	区画線設置(m)	7,000	7,000	7,000	7,000
	道路反射鏡設置(基)	80	80	80	80
	道路反射鏡補修数(箇所)	300	300	300	300
	交差点マーク設置箇所	50	50	50	50

2. 安全対策

【現状と課題】

近年、日本各地で地震や大雨等の大規模な災害が頻発し、高齢や障害等の理由により災害時に支援が必要な要配慮者に対する避難体制構築が喫緊の課題となっています。

自主防災組織の設立や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、市民一人ひとりの災害に対する意識や知識の向上、関係機関と地域住民との連携による高齢者への緊急時の対応、救援体制づくりについて「和歌山市地域防災計画」との整合を図りつつ取り組む必要があります。

また、災害だけではなく、高齢者を狙った犯罪や、感染症の感染拡大など、高齢者の安全・安心を脅かす状況は多岐にわたります。

本市で暮らす高齢者が安全に安心して暮らせるよう様々な角度から安全対策に取り組んでいくことが重要です。

(1) 災害・感染症対策

取組	主な事業内容
施設・事業所への防災啓発 【指導監査課】 【総合防災課】	介護保険施設や介護保険サービス事業所等に対し、防災に関する情報提供を行い、運営指導及び集団指導等を通して災害に対する備えの確認や防災の啓発を行います。また、地域防災計画に位置づけられた要配慮者利用施設に対して避難確保計画の作成及び訓練の実施を促進することで災害に対する意識の向上を図ります。
感染症への対策 【指導監査課】 【総務企画課】	介護保険施設や介護保険サービス事業所等に対し、集団指導等を通して感染症の予防啓発を実施します。また、要請に応じて衛生用品を迅速に配布できるよう、各事業所や関係機関と連携を図ります。

【今後の目標】

昨今、全国各地で災害が頻発しており、市民の災害に対する意識も高まる傾向にあります。また、感染症が拡大した際に介護保険施設や介護保険サービス事業所等でクラスターの発生等を予防することが重要です。

地震や大雨等の自然災害や各種感染症等に対して、予防への取組や発生時に迅速な対応ができるよう関係機関と連携するとともに、高齢者施設や介護事業所等に対しても周知や指導等を行います。

(2) 避難・防災対策の強化

取組	主な事業内容
避難支援体制の整備 【高齢者・地域福祉課】 【地域安全課】	「避難行動要支援者登録制度」の名簿掲載対象者で、外部提供に同意された方について、平常時から地域の自治会（自主防災会）、民生委員、消防団などに名簿情報を提供し地域と連携して災害に備えます。 高齢者の方をはじめとした、市民の安全を確保するために、備蓄物資の拡充及び維持管理、防災訓練の支援など様々な事業を推進します。
緊急時対応の充実・強化 【指令課】	関係各課と連携し、緊急通報ペンダント、緊急通報ファクシミリ、NET 119の緊急通報システムの充実及び市民への普及啓発に取り組めます。
市民の防災意識向上のための取組の推進 【地域安全課】	地震発生時に家具が転倒することにより、避難の妨げ又は負傷を防止するため避難に支援を要する方がいる世帯に家具転倒防止用固定金具の取付作業員を派遣し無料で金具の取り付けを行います。
市民の防火防災意識向上のための取組の推進 【予防課】	消防局防災学習センターの運営により、体験を通じた防火防災意識の啓発に取り組めます。

【今後の目標】

市民に対して、防災意識の向上を促すとともに、緊急通報ペンダント、緊急通報ファクシミリ、NET 119の緊急通報システムの普及啓発に取り組めます。

また、災害発生時に支援が必要な人に対し、速やかな避難・救護活動が行えるよう、「和歌山市地域防災計画」に基づき、関係部署と連携しながら総合的な防災体制の確立に努めます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
備蓄数	食料(食)	106,146	106,041	106,049	106,000
	飲料水(500ml)(本)	200,644	200,664	200,664	200,664
家具転倒防止用固定金具の取付件数(件) (家具転倒防止用固定金具の取付作業員の派遣件数)		155	155	155	155

(3) 防犯・防火対策の推進

取組	主な事業内容
家庭における防火対策の推進 【予防課】	住宅用火災警報器の設置及び期限切れ機器の交換促進により適切な維持管理を推進します。
老人クラブ防火セミナー 【予防課】	老人クラブの会員に対して防火セミナーを開催します。
施設における防火管理体制の充実 【予防課】	高齢者福祉施設等への定期的な立入検査を行い、また必要に応じて特別査察を実施します。同時に、入居者・職員に対する防火指導の徹底を図るとともに、自衛消防訓練指導の実施、防災製品（寝具等）使用の推奨などを行います。
防犯対策の充実 【地域安全課】	防犯灯の新設、交換（蛍光灯その他の防犯灯の光源の交換に限られるものを除く。）及び修繕に要する経費に対して補助金を交付します。
消費者対策の充実 【市民生活課】 【生活保健課】	消費生活相談員による相談対応、消費生活の向上を図る講演会の実施、相談窓口の周知・消費者被害防止のための啓発により消費者被害の未然防止や早期発見、拡大防止を行うための取組を展開します。

【今後の目標】

高齢者が悪徳商法や振り込め詐欺の被害に遭わないよう、高齢者本人や家族、地域住民に対して必要な情報を提供するとともに、消費生活相談員等と連携を図りながら、防犯知識等の普及に努めます。

また、老人クラブ防火セミナー等を通じて、防火対策の意識づくりや住宅用火災警報器設置など今後も防火対策の推進に努めます。

基本方針4 介護保険サービスの充実と安定運営

1. 介護保険サービス

【現状と課題】

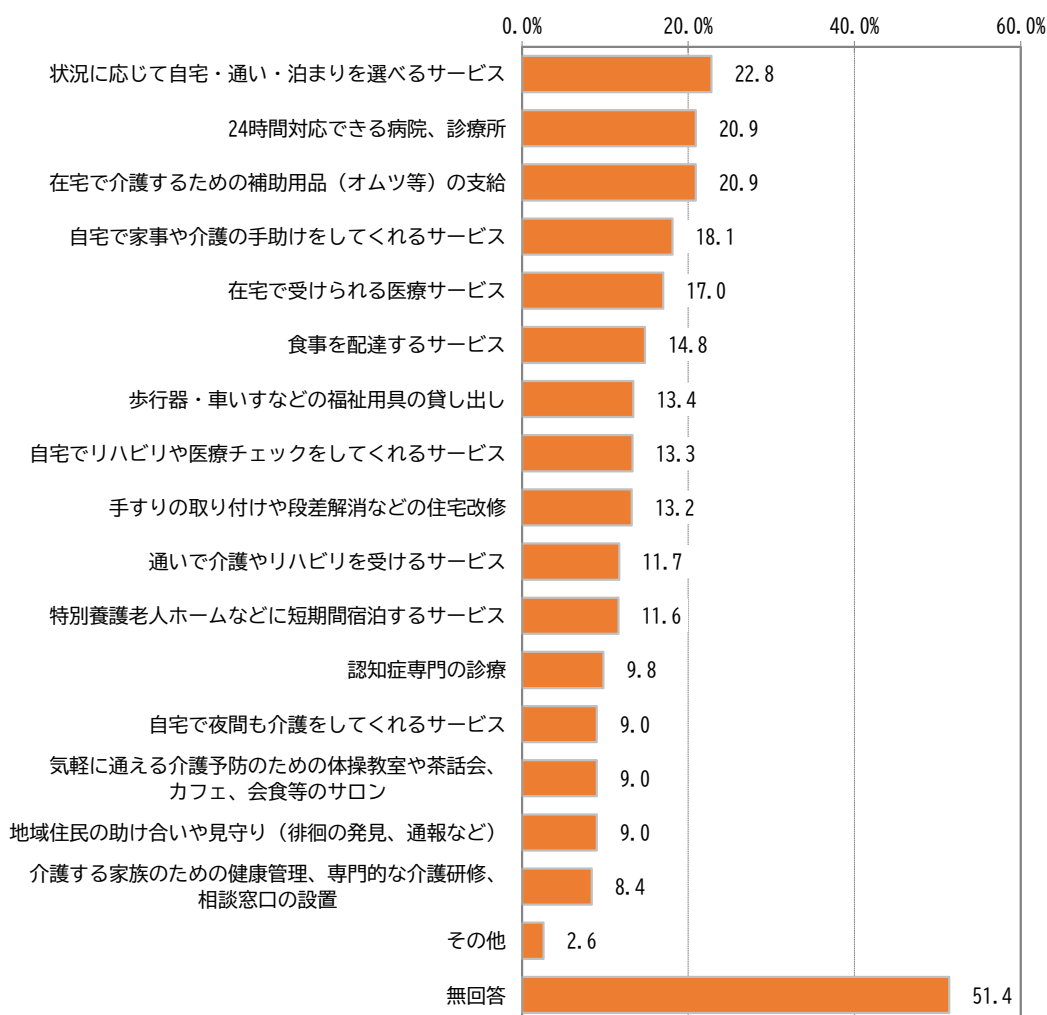
高齢者が可能な限り在宅で自立した生活を継続し、住み慣れた地域で暮らし続けるためには、必要とされる介護サービスの充実が重要です。

在宅介護実態調査では、在宅介護に必要なこととして「状況に応じて自宅・通い・泊まりを選べるサービス」という回答の割合が最も高く(22.8%)、次いで「24時間対応できる病院・診療所」(20.9%)となっています(図表 19)。

通所・訪問・短期の宿泊を組み合わせたサービス、日中・夜間を通じたサービス、医療・看護のケア等、多様なニーズに対応できる地域密着型サービスの促進が必要とされています。

図表 19 今後も在宅で介護していくために必要と思うこと

(n=766)



(1) 介護保険サービスの充実

取組	主な事業内容
介護離職ゼロに向けた 介護保険サービスの充実 【介護保険課】	介護離職ゼロに向け、仕事と介護の両立ができるよう介護サービス基盤の確保に努めます。
介護保険施設等の整備 【介護保険課】	在宅介護に加え、自宅や家族とともに住むことが難しくなった場合も安心して暮らせるよう、介護保険施設等の整備を行います。 また、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護、小規模多機能型居宅介護の事業所の整備費用を助成します。
健康維持・リフレッシュ事業 (市町村特別給付) 【介護保険課】	要介護3～5の認定を受けた在宅生活者に対し、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師が自宅を訪問し、マッサージなどを行うことで健康の維持及び心身のリフレッシュを図ります。
低所得者の利用者負担軽減 【介護保険課】	特に生計維持が困難と認められる者に対して認定を行い、国の制度である「社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業」を実施します。

【今後の目標】

必要とされる介護サービスの供給確保のため、ニーズに見合ったサービスや施設の充実・整備に取り組めます。

地域密着型サービスは、在宅介護を支え、家族介護者の負担軽減と介護離職の防止につながるサービスであり、制度の周知や県の支援の活用等により、事業所の整備促進を目指します。(※整備目標：P82)

また、在宅介護が難しくなった方も安心して暮らせるよう、高齢化に伴う慢性期の医療ニーズから介護ニーズへの移行や認知症高齢者の増加も見込んで、介護保険施設の計画的な整備を進めます。(※整備計画：P81)

中重度の要介護者が在宅で健康に暮らせるよう、健康維持・リフレッシュ事業の普及に努めます。

指 標		現状値	目 標 値		
		令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
健康維持・ リフレッシュ事業	給付費(円/年)	10,404,000	10,665,000	10,931,400	11,205,000
	利用回数(回/年)	5,780	5,925	6,073	6,225
	利用者数(人/月)	131	134	137	141

2. 介護保険制度

【現状と課題】

持続可能な介護保険制度を構築するため、適切に認定された要介護度に基づいて、利用者に必要なサービスを事業者が適正に提供し、介護報酬が正しく請求されているか、要介護認定と給付で点検を行い、介護給付の適正化を図っています。

また、介護保険制度を安定して円滑に運営し、制度への信頼性が高まるよう、事業者に対する啓発や指導・監査に取り組んでいます。

高齢化の進行に伴う介護ニーズの増大により、介護人材の必要数は2025年度には全国で約32万人増（2019年度比）と見込まれています。一方で介護現場は離職率が高く、介護人材の不足が全国的な問題となっていることから、介護人材の確保や育成、定着が喫緊の課題となっています。

（1）介護給付の適正化

取組	主な事業内容
要介護認定の適正化 【介護保険課】	市又は指定居宅介護支援事業所や施設のケアマネジャーが実施した認定調査の結果について、調査票の点検を行い、認定調査の平準化を図ります。
ケアプラン・住宅改修等の点検 【介護保険課】	<p>【ケアプランチェック】</p> <p>ケアプランがケアマネジメントのプロセスを適切に踏まえ、受給者本位の自立支援につながるものとなっているか点検・評価を行います。点検・評価を通してより良いケアプランが作成されることを目指します。</p> <p>【住宅改修】</p> <p>事前申請時に、写真等による改修工事施工前の住宅の現状確認、見積書の点検や改修が必要な理由の確認を行い、支給申請時には、施工後の写真、領収書、内訳書等の点検を行います。</p> <p>【福祉用具】</p> <p>支給申請時に、福祉用具購入理由及び購入額が適正であるかの点検を行います。</p>
縦覧点検・医療情報との突合 【介護保険課】	<p>【縦覧点検】</p> <p>受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況（請求明細書内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容の誤り等を早期に発見して適切な処置を行います。</p> <p>【医療情報との突合】</p> <p>受給者の後期高齢者医療や国民健康保険の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の確認や排除等を図ります。</p>

【今後の目標】

適正な介護給付を推進するためには、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者にとって過不足のないサービスを提供するよう、事業者に促すことが必要です。今後とも、ケアプラン等の点検に取り組み、介護給付の適正化に努めます。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ケアプラン目標点検件数（件）	72	72	72	72

(2) 介護保険制度の円滑な運営

取組	主な事業内容
住宅改修に伴う理由書作成業務を行うケアマネジャーへの支援 【介護保険課】	居宅介護支援の提供を受けていない要介護（支援）者に対し、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者に属する介護支援専門員が住宅改修事前申請に係る「住宅改修理由書」の作成を行ったときに作成費を助成します。
リハビリテーション提供体制の構築 【介護保険課】 【地域包括支援課】	要介護（支援）者がリハビリテーションの必要性に応じてリハビリテーションサービスを利用できるよう、本市のリハビリテーション提供体制の状況把握に努めるとともに、地域ケア会議等を通じてサービス提供事業者へリハビリテーションの適切な利用について周知や議論を実施します。
介護保険サービス事業者及び介護サービス従事者の資質の向上 【指導監査課】 【地域包括支援課】	高齢者が自己選択できるよう、介護保険施設・介護保険サービス事業所の情報発信を行います。介護サービス事業者及び従事者に有益な情報を迅速に提供します。また、ケアマネジャー等が介護保険制度の理念及び和歌山市の自立及び自立支援の定義について理解を深めることができるよう、地域ケア会議や研修会等を通じて啓発を行います。
介護保険サービス事業者に対する指導・監査の実施 【指導監査課】	介護保険施設や介護保険サービス事業者に対して、運営指導や集団指導を行い、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ります。 高齢者虐待の通報等に対しては、必要に応じて担当部署と連携して迅速に対応できるように取り組みます。また、指定基準違反や介護報酬請求の不正・不当が疑われる事案については、監査を実施し厳正に対処します。

【今後の目標】

今後も、地域ケア会議等を通じてサービス提供事業者へリハビリテーションの適切な利用について周知や議論を実施し、リハビリテーション提供体制の維持・構築に努めます。

また、介護保険制度を円滑に運営し、介護保険制度への信頼性を高めるため、介護保険サービス事業者に対し、迅速な情報提供を行うとともに指導・監査等を行います。

(3) 介護人材確保及び介護現場の生産性向上

取組	主な事業内容
地域包括ケアシステムを支える人材の確保及び資質の向上 【総務課】 【産業政策課】 【地域包括支援課】	①奨学金を借り受けている又は借り受ける予定の学生が、卒業後に和歌山市内に住んで、医療、福祉・介護系の参画企業に専門的職種で就職し、3年間定着した場合、企業と本市が連携して奨学金の返還を助成します。 ②都市部で他団体との共催含めた合同企業説明会、オンライン企業研究会等の各種就職支援事業を実施します。 ③要支援者等を対象とした家事援助に従事する生活支援型訪問サービス従事者を養成する研修を実施します。
介護現場における業務の効率化及び質の向上 【介護保険課】 【指導監査課】	介護保険サービス事業者が市に提出する各種申請書類について、添付資料の簡素化・申請様式の標準化に取り組むなど、事務手続きのより一層の簡素化に努めます。また、介護現場で働く職員の負担軽減及び生産性向上を図る観点から、国や県の施策等について事業者への周知と活用の支援を推進します。

【今後の目標】

和歌山県の介護人材確保に係る取組との連携を図り、今後も人材の確保や育成、定着に向けて積極的に取り組みます。

また、介護保険サービス事業者の事務負担軽減に向けた取組とともに、「電子申請・届出システム」等の介護現場の生産性向上に資する国や県の施策、支援の活用と事業者への周知に努めます。

指 標	現状値	目 標 値		
	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
奨学金返還に係る助成金 交付対象者認定(人)	7	8	8	8
生活支援型訪問サービス 従事者養成研修実施回数(回)	2	2	2	2

第6章 第9期介護保険事業計画

1. 被保険者数及び要支援・要介護認定者数の推計

(1) 将来人口の推計

2021年（令和3年）～2023年（令和5年）の住民基本台帳を用いて、高齢者人口の将来推計を行いました。

図表 20 高齢者人口の将来推計

単位:人

	実績値			推計値				
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
総人口	363,380	360,431	357,106	354,259	351,299	348,243	335,170	298,941
40～65歳未満	120,588	120,385	119,806	119,231	118,521	117,840	112,628	91,184
65歳以上	111,679	111,166	110,659	110,360	109,872	109,222	107,854	106,996
65～74歳	52,284	49,584	47,087	44,758	43,254	41,998	42,391	48,689
75歳以上	59,395	61,582	63,572	65,602	66,618	67,224	65,463	58,307
高齢化率	30.7%	30.8%	31.0%	31.2%	31.3%	31.4%	32.2%	35.8%

(住民基本台帳 各年9月末時点)

(2) 要介護認定者数の推計

第8期計画の実績をもとに、将来の要支援・要介護認定者数を推計しました。

図表 21 要支援・要介護認定者数の推計（第1号被保険者）

単位:人

	実績値			推計値				
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
要支援1	5,613	5,570	5,454	5,446	5,401	5,344	5,603	5,060
要支援2	3,375	3,375	3,441	3,403	3,377	3,368	3,519	3,255
要介護1	5,584	5,654	5,709	5,723	5,651	5,646	5,902	5,642
要介護2	3,519	3,431	3,462	3,364	3,330	3,330	3,433	3,379
要介護3	3,014	3,079	3,057	3,106	3,129	3,163	3,350	3,317
要介護4	3,113	3,223	3,239	3,298	3,320	3,341	3,521	3,517
要介護5	2,278	2,228	2,230	2,147	2,134	2,160	2,226	2,243
計	26,496	26,560	26,592	26,487	26,342	26,352	27,554	26,413
認定率	23.7%	23.9%	24.0%	24.0%	24.0%	24.1%	25.5%	26.1%

(各年9月末時点)

図表 22 要支援・要介護認定者数の推計（第2号被保険者）

単位:人

	実績値			推計値				
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
要支援1	48	50	36	43	43	43	40	33
要支援2	44	49	46	51	51	51	48	39
要介護1	91	101	96	107	109	110	105	84
要介護2	76	66	53	48	48	48	46	37
要介護3	48	63	72	79	79	79	76	61
要介護4	46	53	55	59	59	59	56	45
要介護5	60	61	59	66	66	66	63	50
計	413	443	417	453	455	456	434	349

(各年9月末時点)

図表 23 要支援・要介護認定者数の推計（総数）

単位:人

	実績値			推計値				
	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
要支援1	5,661	5,620	5,490	5,489	5,444	5,387	5,643	5,093
要支援2	3,419	3,424	3,487	3,454	3,428	3,419	3,567	3,294
要介護1	5,675	5,755	5,805	5,830	5,760	5,756	6,007	5,726
要介護2	3,595	3,497	3,515	3,412	3,378	3,378	3,479	3,416
要介護3	3,062	3,142	3,129	3,185	3,208	3,242	3,426	3,378
要介護4	3,159	3,276	3,294	3,357	3,379	3,400	3,577	3,562
要介護5	2,338	2,289	2,289	2,213	2,200	2,226	2,289	2,293
計	26,909	27,003	27,009	26,940	26,797	26,808	27,988	26,762

(各年9月末時点)

2. 介護保険給付費対象サービスの整備計画

(1) 施設・居住系サービスの必要利用定員

将来の施設・居住系サービスの必要利用定員数を推計しました。

図表 24 施設・居住系サービスの必要利用定員数の推計

単位:人

	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
施設・介護専用居住系サービス利用者数	3,357	3,403	3,412
施設サービスの利用者数	2,430	2,459	2,459
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	1,126	1,126	1,126
介護老人保健施設	854	854	854
介護医療院	104	104	104
地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	346	375	375
介護専用居住系サービスの利用者数	927	944	953
認知症対応型共同生活介護(グループホーム)	878	895	903
地域密着型特定施設入居者生活介護	49	49	50
介護専用型以外の居住系サービス（※）	663	660	732
施設・居住系サービス利用者数の合計	4,020	4,063	4,144

（※）特定施設入居者生活介護（介護専用型以外）、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の合計

(2) 施設・居住系サービスの整備計画

これまでの利用実績や高齢者人口の将来推計などを踏まえ設定した介護保険施設及び居住系サービスの整備計画は次のとおりです。

図表 25 施設・居住系サービスの整備計画

単位：床

施設の種類		2023 年度末 (令和 5 年度末) 床数 (見込数)	各年度末床数 () は各年度整備床数		
			2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
施設サービス	介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	1,399	1,399	1,399	1,399
	介護老人保健施設	1,053	1,063 (10)	1,063	1,063
	介護療養型医療施設 (※)	0			
	介護医療院	104	104	104	104
	地域密着型介護老人福祉施設 (地域密着型特別養護老人ホーム)	377	377	406 (29)	406
居住系サービス	認知症対応型共同生活介護 (グループホーム)	942	942	960 (18)	960
	特定施設入居者生活介護	1,074	1,074	1,074	1,174 (100)
	地域密着型特定施設入居者生活介護	54	54	54	54
計		5,003	5,013	5,060	5,160

(※) 令和 5 年度末で廃止

(3) 地域密着型サービス事業所の整備目標

地域包括ケアシステムの構築に向け、安全で安心な生活を在宅で送れるよう設定した整備目標は、次のとおりです。

図表 26 地域密着型サービス事業所の整備目標

単位：事業所

施設の種類	2023 年度末 (令和 5 年度末) 事業所数 (見込数)	各年度末事業所数 () は各年度整備事業所数		
		2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	5	6(1)	7(1)	8(1)
看護小規模多機能型居宅介護	8	9(1)	10(1)	11(1)
小規模多機能型居宅介護	20	21(1)	22(1)	23(1)

3. 介護サービス量の推計

(1) 介護サービス量の推計

図表 27 介護サービス量の推計

サービスの種類		単位	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅サービス	訪問介護	回/年	2,791,331	2,815,618	2,839,568	2,946,376	2,913,330
		人/年	76,152	76,632	77,028	79,920	78,180
	訪問入浴介護	回/年	9,252	9,151	9,308	9,636	9,686
		人/年	2,088	2,064	2,100	2,172	2,184
	訪問看護	回/年	275,404	281,561	283,603	294,094	289,384
		人/年	29,748	30,408	30,612	31,752	31,188
	訪問リハビリテーション	回/年	84,752	87,301	87,727	90,988	89,702
		人/年	7,164	7,380	7,416	7,692	7,584
	居宅療養管理指導	人/年	55,092	55,476	55,884	58,020	57,168
	通所介護	回/年	559,702	558,505	561,420	582,929	570,233
		人/年	46,548	46,416	46,632	48,408	47,256
	通所リハビリテーション	回/年	138,532	140,700	141,155	144,325	140,818
		人/年	18,228	18,492	18,540	18,960	18,456
	短期入所生活介護	日/年	104,538	104,250	104,149	109,091	107,876
		人/年	6,540	6,516	6,504	6,804	6,708
	短期入所療養介護	日/年	9,341	9,341	9,341	9,637	9,730
人/年		1,284	1,284	1,284	1,320	1,332	
特定施設入居者生活介護	人/年	6,876	6,852	7,620	7,920	7,692	
福祉用具貸与	人/年	99,936	99,732	100,308	100,452	98,544	
特定福祉用具購入	人/年	1,560	1,560	1,560	1,656	1,620	

サービスの種類		単位	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/年	1,380	1,368	1,368	1,428	1,416
	夜間対応型訪問介護	人/年	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	回/年	14,795	14,656	14,791	15,479	15,263
		人/年	1,344	1,332	1,344	1,404	1,380
	小規模多機能型居宅介護	人/年	4,992	4,956	4,944	5,160	5,064
	認知症対応型共同生活介護	人/年	10,536	10,740	10,836	11,280	11,088
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/年	588	588	600	612	600
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/年	4,152	4,500	4,500	4,752	4,728
	看護小規模多機能型居宅介護	人/年	2,472	2,568	2,688	2,784	2,748
地域密着型通所介護	回/年	280,182	279,438	280,625	291,697	285,121	
	人/年	26,772	26,676	26,772	27,816	27,120	
住宅改修		人/年	1,320	1,344	1,368	1,428	1,404
居宅介護支援		人/年	139,392	141,516	142,164	147,516	144,012
施設サービス	介護老人福祉施設	人/年	13,512	13,512	13,512	14,292	14,220
	介護老人保健施設	人/年	10,248	10,248	10,248	10,776	10,656
	介護医療院	人/年	1,248	1,248	1,248	1,272	1,272

(2) 介護予防サービス量の推計

図表 28 介護予防サービス量の推計

サービスの種類		単位	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	回/年	0	0	0	0	0
		人/年	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/年	23,462	23,959	23,896	24,924	22,740
		人/年	3,552	3,624	3,612	3,768	3,432
	介護予防訪問リハビリテーション	回/年	10,902	11,268	11,268	11,738	10,667
		人/年	1,068	1,104	1,104	1,152	1,044
	介護予防居宅療養管理指導	回/年	3,456	3,480	3,468	3,588	3,288
	介護予防通所リハビリテーション	人/年	10,272	10,380	10,332	10,620	9,684
	介護予防短期入所生活介護	日/年	1,572	1,572	1,572	1,801	1,572
		人/年	180	180	180	204	180
	介護予防短期入所療養介護	日/年	77	77	77	77	77
人/年		24	24	24	24	24	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/年	1,056	1,044	1,140	1,212	1,188	
介護予防福祉用具貸与	人/年	32,088	31,944	31,800	31,968	29,184	
特定介護予防福祉用具購入	人/年	624	624	612	636	588	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/年	53	53	53	53	53
		人/年	12	12	12	12	12
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/年	504	504	492	516	468
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/年	24	24	24	24	24
介護予防住宅改修	人/年	996	1,020	1,020	1,068	960	
介護予防支援	人/年	40,260	40,800	40,620	42,324	38,616	

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

(3) 介護給付費の推計

図表 29 介護給付費の推計

単位：千円

サービスの種類		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
居宅サービス	訪問介護	7,940,938	8,019,181	8,087,237	8,390,844	8,295,400
	訪問入浴介護	120,018	118,856	120,877	125,121	125,778
	訪問看護	1,202,757	1,231,068	1,240,403	1,286,036	1,266,155
	訪問リハビリテーション	252,301	260,223	261,485	271,201	267,338
	居宅療養管理指導	516,663	520,920	524,840	544,844	537,152
	通所介護	4,307,533	4,307,932	4,334,413	4,501,488	4,417,712
	通所リハビリテーション	986,515	1,004,978	1,009,090	1,031,789	1,010,385
	短期入所生活介護	880,087	878,972	878,488	920,490	911,771
	短期入所療養介護	112,198	112,340	112,340	115,843	117,094
	特定施設入居者生活介護	1,416,300	1,413,701	1,571,658	1,627,063	1,580,594
	福祉用具貸与	1,300,238	1,299,073	1,308,783	1,310,374	1,292,990
	特定福祉用具購入	56,105	56,182	56,182	59,763	58,537
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	290,894	289,594	289,594	301,429	300,383
	夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0
	認知症対応型通所介護	158,069	156,895	158,387	166,032	164,085
	小規模多機能型居宅介護	1,076,164	1,071,785	1,071,039	1,119,107	1,104,206
	認知症対応型共同生活介護	2,879,021	2,939,072	2,965,932	3,085,011	3,032,745
	地域密着型特定施設入居者生活介護	118,443	118,593	121,127	123,183	121,127
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,183,453	1,284,477	1,284,477	1,355,573	1,349,217
	看護小規模多機能型居宅介護	709,211	737,724	772,823	801,485	793,461
	地域密着型通所介護	2,242,518	2,242,000	2,253,487	2,343,638	2,298,691
住宅改修	95,244	96,987	98,743	103,091	101,275	
居宅介護支援	2,127,500	2,164,581	2,175,957	2,258,943	2,209,479	
施設サービス	介護老人福祉施設	3,564,779	3,569,290	3,569,290	3,769,453	3,751,740
	介護老人保健施設	3,032,463	3,036,301	3,036,301	3,194,463	3,158,692
	介護医療院	491,538	492,160	492,160	501,611	501,611
合計【介護給付費】	37,060,950	37,422,885	37,795,113	39,307,875	38,767,618	

(4) 予防給付費の推計

図表 30 予防給付費の推計

単位：千円

サービスの種類		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0
	介護予防訪問看護	94,393	96,497	96,228	100,372	91,546
	介護予防訪問リハビリテーション	31,162	32,249	32,249	33,596	30,528
	介護予防居宅療養管理指導	29,931	30,180	30,078	31,117	28,521
	介護予防通所リハビリテーション	324,099	327,886	326,796	335,646	307,230
	介護予防短期入所生活介護	7,630	7,640	7,640	8,597	7,640
	介護予防短期入所療養介護	662	663	663	663	663
	介護予防特定施設入居者生活介護	79,648	78,611	86,050	91,213	89,353
	介護予防福祉用具貸与	215,786	214,834	213,943	215,025	196,508
	特定介護予防福祉用具購入	17,682	17,682	17,349	18,028	16,670
地域密着型介護 予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	470	470	470	470	470
	介護予防小規模多機能型居宅介護	34,235	34,278	33,704	35,361	32,048
	介護予防認知症対応型共同生活介護	6,524	6,532	6,532	6,532	6,532
介護予防住宅改修		79,780	81,689	81,689	85,507	76,879
介護予防支援		192,320	195,146	194,286	202,436	184,702
合 計【予防給付費】		1,114,322	1,124,357	1,127,677	1,164,563	1,069,290

(5) 地域支援事業費の推計

① サービス量の推計

図表 31 地域支援事業サービス量の推計

単位：人／年

サービスの種類	2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)
訪問介護相当サービス	2,814	2,814	2,814	2,901	2,645
訪問型サービス A	27,235	27,235	27,235	28,076	25,592
通所介護相当サービス	22,077	22,077	22,077	22,758	20,745
通所型サービス A	2,375	2,375	2,375	2,448	2,231

② 事業費の推計

図表 32 地域支援事業費の推計

単位：円

サービスの種類		2024 年度 (令和 6 年度)	2025 年度 (令和 7 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2030 年度 (令和 12 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)
サービス事業 介護予防・生活支援	訪問介護相当サービス	48,885,561	48,885,561	48,885,561	50,393,727	45,935,523
	訪問型サービス A	467,203,660	467,203,660	467,203,660	481,617,334	439,009,881
	通所介護相当サービス	566,227,931	566,227,931	566,227,931	583,696,597	532,058,453
	通所型サービス A	63,471,848	63,471,848	63,471,848	65,430,014	59,641,588
	介護予防ケアマネジメント	159,571,000	159,571,000	159,571,000	164,493,916	149,941,560
	その他	15,216,000	20,166,000	20,166,000	20,166,000	20,166,000
一般介護予防事業		8,776,000	8,776,000	8,776,000	8,776,000	8,776,000
包括的支援事業及び任意事業		614,556,000	614,556,000	614,556,000	618,554,182	614,626,733
合 計【地域支援事業費】		1,943,908,000	1,948,858,000	1,948,858,000	1,993,127,770	1,870,155,738

4. 第1号被保険者の保険料について

(1) 介護保険の財源

介護保険の財源について、利用者の負担額を除いた介護給付と介護予防・日常生活支援総合事業の給付にかかる費用は、50%を国・県・市の公費(税金など)、23%を第1号被保険者(65歳以上)の保険料、27%を第2号被保険者(40～64歳)の保険料で賄います。

地域支援事業費(重層的支援体制整備事業を含む)のうち、包括的支援事業と任意事業の費用は、77%を公費、23%を第1号被保険者の保険料で賄います。

図表 33 介護保険の財源構成

		介護給付費		地域支援事業費	
		施設サービス等分	その他サービス分	介護予防・日常生活支援総合事業	包括的支援事業 任意事業
公費	国	15.0%	20.0%	20.0%	38.5%
	国(調整交付金)	5.0%	5.0%	5.0%	
	県	17.5%	12.5%	12.5%	19.25%
	市	12.5%	12.5%	12.5%	19.25%
保険料	第1号被保険者 (65歳以上)	23.0%	23.0%	23.0%	23.0%
	第2号被保険者 (40～64歳)	27.0%	27.0%	27.0%	
合計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(※)調整交付金は、各市町村の高齢化率や所得水準による財政力格差を調整するために、市町村によって5%未満や5%を超えて交付されることがあります。

調整交付金の割合によって、第1号被保険者が負担する割合は増減します。

(2) 第1号被保険者の保険料の推計

2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）までの3年間の標準給付費見込額、地域支援事業費などをもとに、第1号被保険者の保険料を以下のように算定しました。

図表 34 保険料基準額の算定

単位：円

	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	合計	2030年度 (令和12年度)	2040年度 (令和22年度)
標準給付費見込額 ①	40,061,852,684	40,432,079,967	40,814,380,318	121,308,312,969	42,411,823,173	41,691,339,379
地域支援事業費 ②	1,943,908,000	1,948,858,000	1,948,858,000	5,841,624,000	1,993,127,770	1,870,155,738
介護予防・日常生活支援 総合事業費 ③	1,329,352,000	1,334,302,000	1,334,302,000	3,997,956,000	1,374,573,588	1,870,155,738
包括的支援事業・ 任意事業費 ④	614,556,000	614,556,000	614,556,000	1,843,668,000	618,554,182	614,626,733
第1号被保険者負担分相当額 ⑤ = (① + ②) × 第1号被保険 者負担割合	9,661,324,957	9,747,615,732	9,835,544,813	29,244,485,503	10,657,188,226	11,325,988,730
調整交付金相当額 ⑥ = (① + ③) × 5%	2,069,560,234	2,088,319,098	2,107,434,116	6,265,313,448	10,657,188,226	11,325,988,730
調整交付金見込額 ⑦ = (① + ③) × 各年度交付割合	2,810,463,000	2,794,171,000	2,874,540,000	8,479,174,000	2,863,630,000	2,203,174,000
財政安定化基金拠出金見込額 ⑧ = (① + ②) × %	/			0	0	0
財政安定化基金償還金 ⑨	/			0	0	0
介護給付費準備基金取崩額 ⑩	/			1,861,000,000	0	0
市町村特別給付費等 ⑪	10,665,000	10,931,400	11,205,000	32,801,400	11,556,000	11,102,400
保険者機能強化推進交付金等 交付見込額 ⑫	/			243,000,000	81,043,000	81,043,000
第9期保険料収納必要額 ⑬ = (⑤ + ⑥ - ⑦) + ⑧ + ⑨ - ⑩ + ⑪ - ⑫	/			24,959,426,351	9,913,391,064	11,200,217,550
予定保険料収納率 ⑭	/			98.90%	98.90%	98.90%
所得段階別加入割合補正後 被保険者数 ⑮	103,596	103,138	102,528	309,261	101,242	100,437
年額保険料基準額 ⑬ ÷ ⑭ ÷ ⑮	/			81,604	99,007	112,755

(3) 所得段階別保険料

第1号被保険者の所得段階別保険料は、被保険者の負担能力に応じた、きめ細かな所得段階区分設定を行います。

図表 35 介護保険料の段階

所得段階	対象者	保険料率 (基準月額に 対する割合)	年額
第1段階	生活保護を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給している人 世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.285※	23,250円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下の人	0.485※	39,570円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	0.685※	55,890円
第4段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.90	73,440円
第5段階	本人が市民税非課税で、同じ世帯に市民税課税者がいる人で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	1.00	81,600円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	1.20	97,920円
第7段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	1.30	106,080円
第8段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	1.50	122,400円
第9段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	1.70	138,720円
第10段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上520万円未満の人	1.90	155,040円
第11段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	2.10	171,360円
第12段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	2.30	187,680円
第13段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上800万円未満の人	2.40	195,840円
第14段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	2.50	204,000円
第15段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	2.60	212,160円

※低所得者への負担軽減強化により、市民税非課税世帯（所得段階第1～3段階）の保険料が軽減されています。

第7章 計画の進行管理

1. 計画の推進と進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、年度ごとに計画の進捗状況及び成果を点検・評価し、本市における介護保険事業運営上の諸問題などの協議・解決策の検討を行い、本計画の実効性と介護保険事業の健全運営の維持を目指します。また、今後国が設定する評価指標項目については毎年度の実績を把握して評価を行います。

2. 庁内の連携

本計画に係る事業は、保健事業、介護保険サービス、介護予防、高齢者福祉サービスなどの保健福祉関連分野だけでなく、まちづくりや生涯学習など多岐にわたる施策が関連します。このため、関係各課が連携し、一体となって取組を進めることで、計画の円滑な推進を図ります。

3. 地域住民、関連団体、事業者等との連携

各種ボランティア団体と連携し、高齢者が地域で活動しやすい環境づくりに取り組みます。また、地域福祉の推進を図ることを目的として設立された社会福祉協議会や医師会、歯科医師会、薬剤師会、民生委員児童委員協議会、老人クラブ等の保健・医療・福祉・介護等に関わる各種団体等との連携を一層強化します。

さらに、介護サービスや市が委託するその他の高齢者福祉サービスの提供者として、重要な役割を担っている民間事業者との連携を図るとともに、サービスの質の向上や効率的なサービス提供、利用者のニーズ把握、苦情対応、情報提供などについて、適切な対応が図られるよう体制の整備に努めます。

資料編

1. 和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会条例

平成25年3月26日

条例第19号

(設置)

第1条 本市に、和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8の規定により本市が定める高齢者福祉計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定により本市が定める介護保険事業計画の案について調査審議し、市長に意見を述べること。
- (3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の実施状況の監視
- (4) その他高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の作成又は変更のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 保健、医療又は介護に関する学識経験を有する者
- (2) 保健又は医療の関係者
- (3) 介護保険法第115条の3第1項に規定する介護サービス事業者
- (4) 市民
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、3年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下この条において単に「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員の全員が新たに委嘱された後最初に招集すべき会議は、市長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康局保険医療部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2. 策定委員会委員名簿

(50音順・敬称略)

	氏名	所属
	池田 清郎	部落解放同盟和歌山市ブロック連絡協議会 執行副委員長
	石井 太郎	和歌山市自治会連絡協議会 会長
	伊東 秀文	公立大学法人和歌山県立医科大学 医学部長
	上野 隆生	健康保険組合連合会和歌山連合会 常務理事
	宇佐美 敦司	一般社団法人和歌山市歯科医師会 理事
	太田 栄美	一般社団法人和歌山市薬剤師会 副会長
	小長谷 恭史	一般社団法人和歌山県介護支援専門員協会和歌山市支部 副支部長
	川崎 秀行	市民代表
	小松 孝雄	市民代表
	阪上 哲哉	公益社団法人和歌山県柔道整復師会 理事
	坂本 智	和歌山市ボランティア連絡協議会 会長
	鳥 由佳子	和歌山県訪問介護事業所協議会 会長
	下垣内 雅巳	一般社団法人和歌山県介護福祉士会 会長
	杉本 慶藏	和歌山市人権委員会 副会長
	高塚 美都里	一般社団法人和歌山県訪問看護ステーション連絡協議会 会長
	瀧口 幹二	和歌山市老人クラブ連合会 会長
	武内 優子	和歌山市民生委員・児童委員協議会 副会長
	玉置 薫	一般社団法人和歌山県社会福祉士会 会長
	寺本 千秋	一般社団法人和歌山県作業療法士会
	中井 國雄	公益社団法人和歌山県病院協会 会長
	中谷 浩久	一般社団法人和歌山県老人保健施設協会 副会長
副委員長	中谷 幸子	和歌山市老人福祉施設協議会 会長
	沼田 正幸	市民代表
	野村 康晴	一般社団法人和歌山市医師会 会長
	松井 有史	公益社団法人 和歌山県理学療法士協会 副会長
	松下 津也子	公益社団法人和歌山県看護協会 常任理事
	宗 眞紀子	和歌山市婦人団体連絡協議会 会長
委員長	本山 貢	国立大学法人和歌山大学 学長
	森田 昌伸	社会福祉法人 和歌山市社会福祉協議会 会長

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

資料集

3. 用語説明

か行

介護医療院

長期療養にふさわしい「住まい」としての機能と、日常的で継続的な医学管理や看取り・ターミナルケアを実施できる機能の双方を兼ね備えた施設。介護療養病床（療養機能強化型）相当のサービス（Ⅰ型）と、老人保健施設相当以上のサービス（Ⅱ型）の2つのサービスが提供される。

花瓶型

出生数が減り、年少人口の割合が減ることで、人口ピラミッドは底広の三角形から底が縮んだ壺形となる。その後、子どもを産む女性の人口から出生数の減少が続き、団塊世代が高齢者となり、団塊ジュニア世代が40歳代になることで、縮んだ底が口に向けて広がる花瓶型（内閣府「選択する未来」委員会報告（2）人口構成）に移行する。

緊急通報ファクシミリ

事前に登録者へ配付した通報用紙を使用し、ファクシミリで119番通報するシステム。

ケアプラン

居宅介護サービス計画。主にケアマネジャーが介護を受ける本人や家族と相談しながら作成し、受けるサービスの種類や内容、それらに伴う費用等を記載する。

ケアマネジャー

介護支援専門員。介護の知識を幅広く持った専門家で、ケアプランの作成のほか、利用者等へのアドバイスやサービス事業者との連絡調整などを行う。

コーホート変化率法

人口推計の手法。過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する。

さ行

社会福祉法人等による利用者負担軽減制度事業

介護保険サービスを提供する社会福祉法人等が、その社会的な役割に鑑み、低所得で生計が困難な方に対して、介護サービス費等の利用者負担を軽減する制度。軽減した費用の一部は、国、県及び市の補助金の助成を受けることができる。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

生活支援サービスの充実及び高齢者の社会参加に向けて、ボランティア等の生活支援・介護予防の担い手の養成・発掘など、地域資源の開発や、地域のニーズと地域支援のマッチングなどを行う者。

成年後見制度

認知症高齢者や知的障害者など判断能力が不十分な方々が、財産管理や福祉サービスの利用についての契約などの法律行為を自分で行うことが困難であるような場合に、生活面や法律面で保護・支援する制度。

た行

退院調整率

入院前に介護サービスを利用していた高齢者が退院した際、担当のケアマネジャーに退院時の情報を提供した率。

特定施設

特定施設入居者生活介護の事業所指定を受けている施設。指定を受けた施設は、要介護者等に対して、介護サービス計画に基づき、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを提供することができる。

特定疾病

心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって、次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病。

- ・ 65歳以上の高齢者に多く発生しているが、40歳以上65歳未満の年齢層においても発生が認められるなど、罹患率や有病率（類似の指標を含む。）等について加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの。
- ・ 3～6か月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病。

な行

入院時情報提供率

介護サービス利用中の高齢者が入院した際、担当のケアマネジャーが入院先の病院に対象者の情報を提供した率。

ニュースポーツ

勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として誰でも気軽にすぐ楽しむことのできることを目的に、新しく考案されたスポーツの総称。

NET119

携帯電話・スマートフォンを使い素早く 119 番通報するシステム。

ノンステップバス

床面を超低床構造として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが容易なバス。車内段差を僅少にした設計により、乗降時、走行時とも安全性の高い車両。また、補助スロープやニーリング装置（床面を更に下げる装置）により、車いすでの乗降もスムーズになる。

は行

ピアカウンセリング

ピアとは仲間と言う意味。ピアカウンセリングとは、同じ背景を持つ人同士が対等な立場で話を聞き合うこと。障害者等が自己信頼を回復し、他者との良好な関係を築き、地域で高い質の生活を送るために必須であり、生活の一部でもある活動。自立生活運動として、当事者自身が自己決定権や自己選択権を育てあい、支え合って、隔離されることなく、平等に社会参加していくことを目指すもの。

フレイル

体重減少、疲れやすい、身体活動量の低下など加齢に伴う身体・認知機能の低下があり、介護が必要になる前の状態。

ペンダント式緊急通報装置

ペンダント型の緊急通報装置で、万一の場合、そのペンダントのボタンを押すことで自宅の電話回線を通じて監視センターに緊急事態を通報し、係員が発信者宅へ急行して援助することができる。

や行

ヤングケアラー

本来、大人が担うような家族の介護や世話をすることで、自らの育ちや教育に影響を及ぼしている18歳未満の子ども。

ユニバーサルデザインタクシー

車椅子がそのまま入り、一般タクシーに比べドア開口部・手荷物を収納できるスペース、ステップ・手すりへの配慮が行き届いた誰もが利用できるタクシー。

要配慮者

高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。

第9期和歌山市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

発行：2024年（令和6年）3月

編集：和歌山市

健康局 保険医療部 介護保険課

福祉局 社会福祉部 高齢者・地域福祉課

〒640-8511 和歌山県和歌山市七番丁23番地

(TEL) 073-432-0001（代表）

(URL) <http://www.city.wakayama.wakayama.jp/>

